

岐阜県北エリアにおける電源接続案件募集プロセス 募 集 要 綱

平成29年5月10日

電力広域的運営推進機関

本募集要綱で使用する用語は、特に定義しない限り、電気事業法その他の関係法令並びに電力広域的運営推進機関の定款、業務規程及び送配電等業務指針における用語と同一の意味を有するものいたします。

目 次

| | | |
|---|----------------------|----|
| 1 | 電源接続案件募集プロセスの概要..... | 1 |
| 2 | 電源接続案件募集プロセスの流れ..... | 4 |
| 3 | 工事費負担金について..... | 19 |
| 4 | 工事費負担金補償契約について..... | 23 |
| 5 | 辞退の手続について..... | 24 |
| 6 | その他..... | 25 |

| | |
|---------|---|
| (別紙1) | 募集対象エリア |
| (別紙2) | 入札対象工事の概要（プロセス開始申込みに基づく設備対策） |
| (別紙3) | 電源接続案件募集プロセスの流れ |
| (別紙4) | 提出・問合せ先（窓口） |
| (別紙5) | 入札対象工事实施後における募集対象エリアの空容量マッピング |
| (別紙6) | 入札・系統連系順位等に関する補足 |
| (別紙7) | 電源接続案件募集プロセスにおける系統連系順位の決定 及び工事費負担金算定イメージ（例示） |
| (別紙8) | 応募容量が募集容量を超過した場合等の入札方法について |
| (別紙9) | 入札の成立条件を満たさない場合における対応について |
| (様式1) | 応募申込書 |
| (様式2-1) | 入札書 |
| (様式2-2) | 入札申込書 |
| (様式3-1) | 共同負担意思確認書（共同負担の意思がある場合） |
| (様式3-2) | 共同負担意思確認書（共同負担の意思がない場合） |
| (様式4) | 辞退書 |

1 電源接続案件募集プロセスの概要

- 電力広域的運営推進機関（以下「本機関」といいます。）は、系統連系希望者による電源接続案件募集プロセスの開始の申込みを受け、平成29年3月6日に岐阜県北エリアにおける電源接続案件募集プロセス（以下「本プロセス」といいます。）を開始いたしました。

つきまして、本募集要綱により、次のとおり、当該エリアにおいて連系等を行うにあたり必要となる設備対策を他の系統連系希望者と共用して連系等を希望する発電設備等を入札により募集します。

1. 1 募集する電源

- 募集対象エリア内（別紙1参照）において、高圧又は特別高圧の送電系統に連系して電力を流入する発電設備等^{*1}

※1 同一事業地における50kW以上の設備を50kW未満の設備に分割したFIT電源を含みます。

1. 2 入札対象工事の概要

- 電源接続案件募集プロセスにおける入札対象工事については、募集対象エリア内の全ての系統連系希望者が共用する設備対策を入札対象工事としています^{*2}。
- 同プロセスにおいては、応募者の最大受電電力の合計（以下「応募容量」といいます。）を踏まえて複数の入札対象工事を検討の上、それらの対策工事を対象とした入札により、系統連系希望者の負担可能な範囲内で、系統連系希望者が最大限に連系可能となる設備対策を行うことを志向しています。
- 本募集要綱の公表段階においては、本プロセスの開始申込みに基づく設備対策（下表）を入札対象工事として設定し、共用する電源を募集いたしますが、前項の観点から、応募容量が募集容量を超過した場合等においては入札段階において、当該設備対策に加えて全ての応募者が連系可能な増強工事等の複数の増強工事を入札対象工事として提示します^{*3*4}。

| 項目 | 本プロセスの開始申込みに基づく設備対策 |
|------------------|---|
| 対策工事名称 | 154kV西濃北岐阜線 増強工事（別紙2参照） |
| 入札対象工事費 | 約16.7億円（税抜） ^{*5 *6 *7} |
| 工事完了予定時期 | 本プロセス完了時から約6年3か月後 ^{*8} （平成36年6月頃目途） |
| 募集容量（対策後の連系可能量） | 約8.6万kW ^{*7} |
| （参考）入札対象工事費／募集容量 | 約1.9万円／kW |

- ※2 連系にあたっては、他の系統連系希望者と共用しない設備対策や一部の系統連系希望者と共用する設備対策として、電源線工事やその他供給設備工事等があります（後記3参照）。
- ※3 応募容量によっては、入札において提示される入札対象工事が1つとなる場合があります。
- ※4 応募容量が募集容量を超過した場合に入札において提示される増強工事の内容は、一般的に、連系可能量は増加するものの工事の規模が大きくなるため、本プロセスの開始申込みに基づく設備対策よりも工事完了予定時期が遅くなることが想定されます。
- ※5 国の「発電設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針」（平成27年11月6日、資源エネルギー庁。以下「費用負担ガイドライン」といいます。）に基づく費用負担ルール（以下「新費用負担ルール」といいます。）における算定額は、特定負担 約9.2億円、一般負担（託送料金を通じて広く系統利用者が負担する費用）^{※9} 約7.5億円となります。
- ※6 費用負担ガイドライン公表前の費用負担ルール（以下「旧費用負担ルール」といいます。）においては、FIT電源の場合、原則として、工事費全額が特定負担となります。
- ※7 本プロセスの開始申込みに基づく設備対策工事には、本プロセスに先行して当該対策工事を含む契約申込みを行った系統連系希望者（以下、「先行事業者」といいます。）がおりますが、先行事業者が契約申込みの取下げを予定しているため、先行事業者がいない前提にて記載しております。
- ※8 本プロセスが後記1.3のとおり順調に進むとともに、速やかに諸契約が締結され、本プロセス完了の3か月後（平成30年6月）に工事着手できた場合の予定時期となります。
なお、実際の工事完了時期は、募集スケジュール、対策工事に伴う現地調査・用地交渉・作業停止調整等により、当初の予定から変動する可能性があります。
- ※9 一般負担額のうち、「ネットワークに接続する発電設備の規模に照らして著しく多額」と判断される基準額として本機関が指定する額（以下「一般負担の上限額」といいます。）を超過する額については、特定負担となります（別紙7参照）。

1.3 スケジュール^{※10}

| | |
|------------|------------------------|
| 平成29年3月6日 | ・本プロセスの開始・公表 |
| 平成29年5月10日 | ・募集要綱の公表 |
| 平成29年5月11日 | ・応募受付開始 |
| 平成29年5月23日 | ・説明会の開催 |
| 平成29年6月12日 | ・応募の受付締切 ・応募書類の内容確認 |
| 平成29年6月21日 | ・接続検討の開始 |
| 平成29年9月下旬頃 | ・接続検討結果の回答 ・入札の受付開始 |

| | |
|-------------|---|
| 平成29年11月上旬頃 | <ul style="list-style-type: none"> ・入札の受付締切 ・第1次保証金の振込期限(開札日の2営業日前まで) ・開札(優先系統連系希望者の決定) ・再接続検討の開始 |
| 平成30年1月上旬頃 | <ul style="list-style-type: none"> ・再接続検討結果の回答 ・共同負担意思の確認及び負担可能上限額の申告 ・第2次保証金の振込期限 ・工事費負担金補償契約の締結 |
| 平成30年3月上旬頃 | <ul style="list-style-type: none"> ・本プロセスの完了 ・本プロセスの結果公表 |

※10 スケジュールについては、応募の状況等により変更となる場合があります。

1. 4 留意事項

- ・発電設備等の連系等には入札対象工事以外の対策工事も必要となりますので、入札対象工事以外の対策工事の工事費負担金や工期等にご留意ください。(工事費負担金については後記3参照)

なお、入札対象工事实施後における募集対象エリアの送電系統の状況について別紙5に示しますので、入札対象工事以外の対策工事の必要性を推察する資料として応募を検討する際にご活用ください。

- ・応募状況や入札結果を踏まえて発電設備等の連系等に必要となる対策工事の工事費負担金概算や工期等は、接続検討及び再接続検討の回答においてお示しします。
- ・本プロセスの応募者が、本募集要綱に定める手続等に違反した場合又は本プロセスの公平性もしくは透明性を阻害する行為等を行った場合は、原則として、当該応募者は本プロセスを辞退したものとして取り扱います。なお、辞退したものとして取り扱われる場合、当該応募者が行った全ての行為(接続検討申込み、申込み済みの契約申込み及びFIT法に係る告示に規定する接続申込み(以下「契約申込み等」といいます。))、応募、入札等)は無効となります。

1. 5 電源接続案件募集プロセスの運営

- ・本機関は、本プロセスの対象となる送電系統を運用する一般送配電事業者である中部電力株式会社(以下「中部電力」といいます。)と協力し、本プロセスを実施いたします。(別紙3参照)
- ・そのため、本プロセスにおける応募や入札等の窓口、資料の発送元等が中部電力となることがありますので、ご注意ください。
- ・応募者から受領した資料は、本プロセスの遂行及び本プロセス完了後の系統アクセス業務以外の目的で使用いたしません。また、同資料については、本プロセスの成立・不成立にかかわらず返却いたしません。

2 電源接続案件募集プロセスの流れ

2. 1 応募の申込み（接続検討の申込み）

(1) 応募申込書の提出

a 提出書類

- ・ 応募申込書（様式1）
- ・ 添付書類（後記2. 1（2）参照）

b 提出先

- ・ 中部電力の窓口に提出してください。（別紙4参照）

c 提出方法

- ・ 応募書類を持参又は郵送にて提出してください。ただし、郵送の場合、簡易書留等の配達記録が残る方法にて提出してください。応募書類を受領いたしましたら、中部電力から受付番号を記載した写しを返送いたします。

d 応募期間

- ・ 応募期間：平成29年5月11日（木）～平成29年6月12日（月）
（郵送の場合、平成29年6月12日（月）必着）
- ・ 受付時間：午前9時～午前12時及び午後1時～午後5時
（ただし、土・日・祝日を除く）

e 提出部数

- ・ 1部

(2) 添付書類等

a 接続検討関係書類等

- ・ 接続検討申込書^{※11※12}
- ・ 検討料（20万円＋消費税等相当額）^{※13※14}

※11 本プロセスの対象となる送電系統を運用する一般送配電事業者の親子法人等である特定系統連系希望者（最大受電電力が1万キロワット以上の発電設備等の連系等を希望する者）の接続検討申込先は、必ず本機関としてください。また、特定系統連系希望者が希望する場合においても、中部電力ではなく本機関に対して接続検討の申込みを行うことも可能です。その場合は、接続検討申込書の宛名を本機関とした上で、別紙4の窓口に提出してください。

※12 次に該当する場合は、次の資料を提出してください。

- ・ 接続検討申込中（回答未受領）の案件にて応募する場合：接続検討申込書の写し
- ・ 接続検討の回答を受領済みの案件にて応募する場合：接続検討回答書の写し

※13 接続検討申込中（回答未受領）の案件にて応募する場合は、検討料を不要とします。ただし、本プロセスにおいて接続検討を行うことから、申込中の案件に対する回答はいたしません。

※14 応募書類を受領後に中部電力より検討料の請求書を送付いたしますので、接続検討開始予定日の前営業日までに指定の口座にお振込みください。

b 契約関係書類等

(a) 契約申込み（同時申込みの場合を含む。）を行った系統連系希望者が本プロセスに応募した場合で、同申込みの維持を希望する場合

- ・ 契約申込書の写し
- ・ 国が発行する設備認定通知書の写し（FIT太陽光の場合）

(b) 平成24年度及び平成25年度にFIT法に係る告示に規定する接続申込書を提出した系統連系希望者が本プロセスに応募した場合で、同申込みの維持を希望する場合

- ・ FIT法に係る告示に規定する接続申込書の写し
- ・ 国が発行する設備認定通知書の写し（FIT太陽光の場合）

(3) 申込み済みの契約申込み等の取扱い

・ 電源接続案件募集プロセスは、連系等を行うにあたり必要となる設備対策を単独で行うことを前提とした通常の契約申込みと異なり、連系等を行うにあたり必要となる設備対策を他の系統連系希望者と共用して連系等を希望する発電設備等を入札により募集する手続です。

・ そのため通常は、電源接続案件募集プロセスに応募した場合、原則として、申込み済みの契約申込み等は取り下げたものとみなします。その場合、応募者の工事費負担金算定においては、原則として、新費用負担ルールが適用されます。

・ ただし、今回の募集に際しては、次の手続を行うことにより契約申込み等を維持することが可能です。

a 費用負担ガイドラインの公表日（平成27年11月6日）より前に契約申込み等を行っている場合

- ・ 応募時に応募申込書（様式1）の「5. 契約申込み等の維持の希望」において、「申込み済みの契約申込み等の維持 及び 旧費用負担ルールの適用を希望」を選択する。
- ・ なお、その場合は旧費用負担ルールが適用されます。

b 費用負担ガイドラインの公表日（平成27年11月6日）以後に契約申込みを行っている場合

- ・ 応募時に応募申込書（様式1）の「5. 契約申込み等の維持の希望」において、「申込み済みの契約申込みの維持を希望」を選択する。
- ・ なお、その場合は新費用負担ルールが適用されます。

(4) 留意事項

- ・ 1 発電場所につき 1 申込みとします（最大受電電力や連系希望電圧等を変えて複数の申込みを行うことはできません）。
なお、同一地点で異なる電源接続案件募集プロセスに応募した場合は、先に応募した電源接続案件募集プロセスについては辞退したものとして取り扱います。その場合、原則として、申込み済みの契約申込み等も含めて無効となりますので、十分ご注意ください。
- ・ 原則として、応募締切以降の応募書類の変更は認めません。また、費用負担ガイドライン公表日より前に契約申込み等を行った応募者における旧費用負担ルールの適用についても、応募締切以降の変更は、原則として、認めませんのでご注意ください。
- ・ 必要に応じて、追加資料の提出をお願いする場合があります。
- ・ 応募書類に不備がある場合（発電場所や受電地点が不明確な場合等）は応募書類の補正を求める場合があります。
- ・ 接続検討開始予定日の前営業日までに応募書類の補正がなされない場合又は検討料の振込みがない場合は、原則として、応募を無効とします。その場合には、通知するとともに、検討料の振込みがなされている場合には検討料を返金いたします。
なお、応募書類の提出にあたっては、応募書類の補正が必要となる可能性があること、並びに中部電力による検討料の請求書の発送までに応募書類の受領から 5 営業日程度を要するとともに、郵送や振込手続に要する期間を踏まえ、早期の応募書類提出に努めていただきますようお願いいたします。
- ・ 接続検討開始予定日以降に応募者が辞退した場合、又は辞退したものとして取り扱われる場合は、原則として、検討料を返金いたしません。
- ・ 応募者の最大受電電力の合計（以下「応募容量」といいます。）が本機関の想定を著しく上回る場合で、入札対象工事等を見直した上で募集対象エリアを拡大して電源接続案件募集プロセスを実施した方が良くと本機関が判断したときは、募集対象エリア及び入札対象工事等を見直した募集要綱にて、改めて、連系等を希望する発電設備等を募集することがあります。

2. 2 接続検討の実施

- ・ 応募の締切後、応募書類に基づき、全ての応募者について、接続検討を行います。

2. 3 接続検討結果の回答

- ・ 接続検討の結果は、原則として^{*15}、接続検討開始日から 3 か月以内に回答いたします。

- ・接続検討回答に入札対象工事以外の供給設備工事（77kV以上）を含む場合は、工事箇所の現状の空容量、設備を共用する応募容量、対策工事費、工期についてお知らせします。
- ・応募者に対しては、接続検討の回答にあわせ、入札及び入札額（入札負担金単価×最大受電電力）検討のための情報として、応募件数、応募容量、最低入札負担金単価等をお知らせします（別紙6参照）。

※15 応募件数が著しく多く検討が輻輳する場合など、接続検討の回答が回答予定日を超過する場合があります。その場合は、超過することが判明次第速やかに、その理由、進捗状況、及び本プロセスの今後の見込み（延長後の回答予定日を含む。）について応募者に連絡いたします。

2. 4 入札

(1) 入札手続

- ・接続検討の回答後、入札を希望する応募者は、入札対象工事^{※16}に関する工事費負担金として、入札負担金単価を記載した入札関係書類を入札締切日までに提出してください。
- ・入札にあたっては、最低入札負担金単価を設けますので、最低入札負担金単価以上の単価で入札してください。
- ・最低入札負担金単価は、原則として、入札対象工事費を応募容量^{※17}で除した単価を基準に設定^{※18}し、接続検討の回答時に通知いたします。
なお、参考値として、入札対象工事費を募集容量で除した単価は1.9万円/kW（税抜）となります。
- ・入札負担金単価の最小単位は1円/kWといたします。

※16 応募容量が募集容量を超過した場合等においては、原則として、入札段階において、「募集要綱に記載の増強工事」に加えて「全ての応募者が連系可能な増強工事」等の複数の増強工事を入札対象工事として提示します。その場合の入札方法については別紙8をご参照ください。

※17 応募容量が募集容量を上回る場合は、募集容量とします。

※18 新費用負担ルール適用者の場合は、入札対象工事費を応募容量で除した単価よりも低い最低入札負担金単価となりますので、別紙6をご確認ください。

a 提出書類

- ・入札書（様式2-1）
- ・入札申込書（様式2-2）

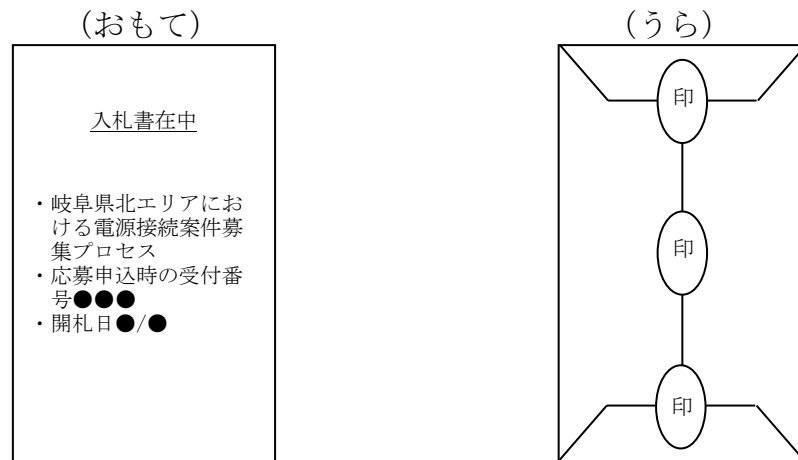
b 提出方法

- ・封筒は、次のとおり中封筒と外封筒の二重封筒としてください。

(a) 中封筒

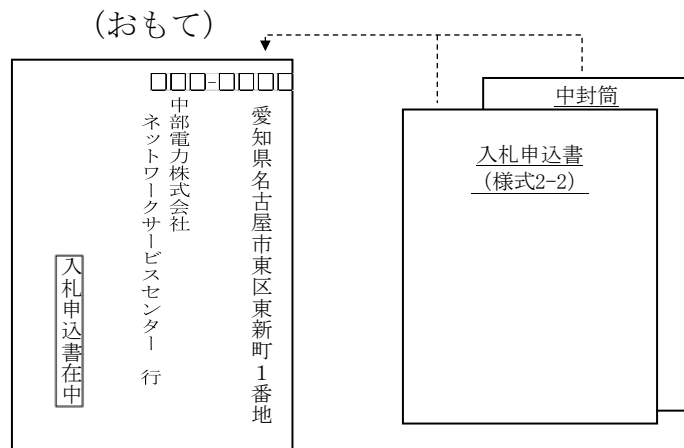
入札書（様式2-1）を封入の上、封印してください。また「入札書在

中」と表記するとともに「岐阜県北エリアにおける電源接続案件募集プロセス（本プロセスの名称）」「応募申込時の受付番号」「開札日」を記載してください。



(b) 外封筒

入札書（様式2-1）を封入した中封筒と入札申込書（様式2-2）を、接続検討回答を送付した際に同封した入札申込書送付用の封筒に入れ、封緘してください。



- ・入札書提出について記録が残るよう、簡易書留等の配達記録が残る郵送方法にて、入札締切日必着にて提出してください。
- ・押捺する印は、『応募申込書（様式1）』と同一としてください。

c 提出先

- ・中部電力株式会社 電力ネットワークカンパニー
ネットワーク営業部ネットワークサービスセンター 系統連系課
〒461-8680 愛知県名古屋市東区東新町1番地
(接続検討回答を送付する際に同封する入札申込書送付用の封筒に記載済)

d 入札期限

- ・平成29年11月頃(応募者には接続検討の回答時に別途お知らせします)

e 提出部数

- ・1部

f 留意事項

- ・以下の場合には系統連系希望者の入札が、原則として、無効となります。なお、その場合には、通知の上、第1次保証金(後記2.4(2)参照)として振り込まれた額を返金いたします。
 - (a) 記名押捺がない場合
 - (b) 意思表示の内容が不明確な場合
 - (c) 提出書類に虚偽の記載がある場合
 - (d) 入札負担金単価が最低入札負担金単価を下回る場合
 - (e) 振込期限までに第1次保証金の振込みがない又は不足している場合
- ・本プロセスの応募者以外は入札できません。
- ・入札締切後は入札負担金単価の変更はできません。

(2) 第1次保証金(入札保証金)

a 第1次保証金額

- ・入札にあたっては、次の①又は②のいずれか高い方の金額を第1次保証金としてお振込みください。

① 入札負担金単価 [円/kW] (税抜) × 最大受電電力 [kW] × 5%
+ 消費税等相当額

② 20万円 + 消費税等相当額

- ・第1次保証金は千円単位とし、千円未満の端数は切り捨ててください。

b 振込方法と期限

- ・第1次保証金は開札日の2営業日前までにお振込みください。なお、振込手数料は入札者負担とします。
- ・振込方法、振込期限、開札日については、接続検討の回答とあわせてご案内します。

c 第1次保証金の取扱い

- ・第1次保証金の取扱いは、以下のとおりといたします。

(a) 優先系統連系希望者の第1次保証金

ア 本プロセスが成立した場合

- ・当該優先系統連系希望者が負担する工事費負担金に充当する。

イ 本プロセスが不成立であった場合

- ・本プロセスの完了後、入札申込書（様式2-2）に記載の口座に返金する。
- (b) 優先系統連系希望者とならなかった系統連系希望者（以下「非優先系統連系希望者」といいます。）の第1次保証金
 - ・本プロセスの完了後、入札申込書（様式2-2）に記載の口座に返金する。
- ・上記にかかわらず、入札者が本プロセスを辞退した場合（本プロセスの辞退については後記5参照）は、第1次保証金を没収いたします。ただし、次のいずれかの場合には、第1次保証金を返金します。
 - (a) 再接続検討の回答における工事費負担金（入札額を除く。）が、接続検討の回答における提示額（入札対象工事費のうち特定負担分を除く。）を超過することを理由に辞退した場合
 - (b) 再接続検討の回答における所要工期が、接続検討の回答における工期を超過することを理由に辞退した場合
 - (c) 天災地変、戦争、暴動、内乱その他不可抗力によって本プロセスを辞退せざるを得なくなった場合
- ・入札者から没収した第1次保証金の取扱いは、以下のとおりといたします。
 - (a) 本プロセスが成立した場合
 - ・入札対象工事費に充当する。
 - (b) 本プロセスが不成立となった場合
 - ・本プロセスの完了後、入札申込書（様式2-2）に記載の口座に返金する。
- ・第1次保証金を返金する際に利息は付しません。また、返金に伴う振込手数料は入札者負担とします。

(3) 留意事項（発電場所の重複について）

- ・発電場所の確保は、発電事業を行うにあたっての重要事項の1つであり、系統連系希望者が責任を持って確保するものです。
- ・電源接続案件募集プロセスにおいて、応募者が入札以降に辞退する場合は第1次保証金が、共同負担意思の表明以降に辞退する場合は第1次保証金及び第2次保証金（後記2.8(3)参照）が、原則として、没収されます。また、同プロセス完了以降に辞退する場合は工事費負担金補償金（後記4）をご負担いただくこととなります。このため、他の応募者との発電場所の重複（以下「地点重複」といいます。）により結果として同プロセスを辞退する場合、応募者自身が不利益を被ることとなります。また、入札以降、同プロセス完了までに優先系統連系希望者の辞退が発生すると、再度の再接続検討が必要となる場合があり、同プロセスが遅延する可能性が生じます。これらの

影響を回避するためにも、可能な限り入札前までに地権者等と調整を行ってください。

- ・入札の結果、地点重複の優先系統連系希望者が確認された場合^{※19}は、上記の影響を考慮し、当該優先系統連系希望者に地点重複の状況をお知らせしますので、他の重複する優先系統連系希望者や地権者等と調整を行ってください^{※20}。なお、本機関及び中部電力は、かかる調整に関する仲介・あっせんを行うものではなく、また、諸契約締結後も含め、地点重複により発生した如何なる損害も補償しません。

※19 優先系統連系希望者が提出した書面上の記載（申込み時の発電場所の住所等や、接続検討申込み時の図面等）等から地点重複が確認された場合に限りです。なお、本機関及び中部電力が、地点重複の有無について網羅的な確認を行うものではなく、また、その正確性の確認をしたものではない点について、ご注意ください。

※20 調整に必要となるため、優先系統連系希望者に対し、他の重複する優先系統連系希望者の連絡先等をお伝えいたします（かかる情報の提供について、優先系統連系希望者への事前・事後の確認等を行うことはありません）。

2. 5 開札及び優先系統連系希望者の決定

(1) 開札

- ・開札は、本機関の立会いのもと、中部電力のネットワークサービスセンターにて、公正に実施します。

(2) 系統連系順位の決定

- ・入札者の連系等の優先順位（以下「系統連系順位」といいます。）は、本機関が入札負担金単価の高い順に決定します。
- ・ただし、新費用負担ルール適用者については、連系等に伴う費用負担の一部が一般負担となることを踏まえ、新費用負担ルール適用者の入札負担金単価を次のとおり補正した単価にて順位を決定します。

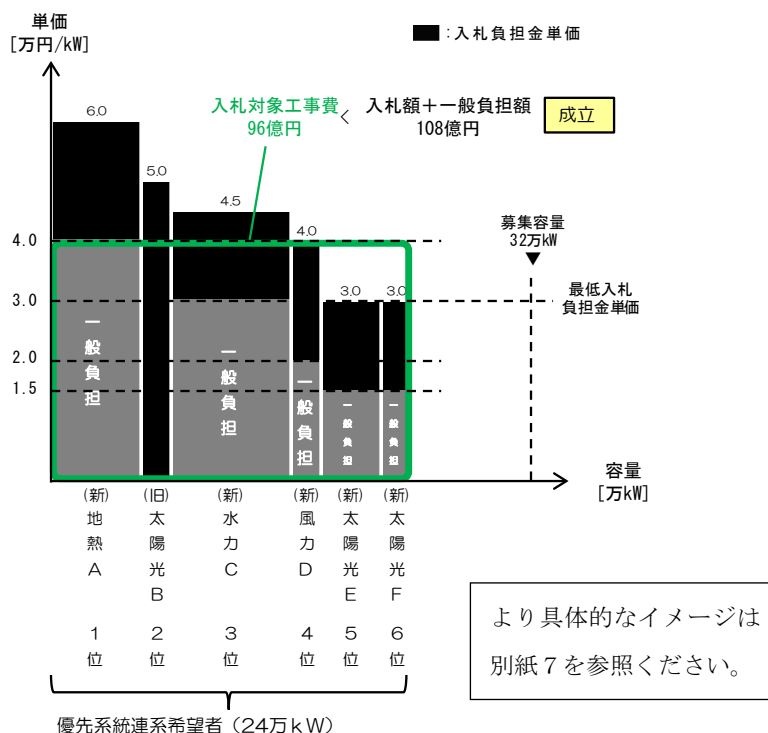
$$\begin{aligned} & \text{新費用負担ルール適用者の入札負担金単価（補正後）} \\ & = \text{入札負担金単価} + \text{当該系統連系希望者の一般負担単価}^{\ast 21} \end{aligned}$$

- ・同一の入札負担金単価の入札者間の系統連系順位は、原則として、抽選により決定します。抽選は、本機関の立会いのもと、中部電力のネットワークサービスセンターにて、公正に実施します。
- ・系統連系順位は、開札後において入札の成立条件を満たしている場合に確定するものとし、原則として、その後の状況変化等によって順位は変動しないものとし、入札の成立条件を満たしていない場合は、対策規模の縮小等を検討し、入札の成立条件を満たしたときに確定します。

※2.1 当該系統連系希望者の一般負担単価 [円/kW]
 = 入札対象工事費のうち新費用負担ルールにおける一般負担額 [円]
 / 優先系統連系希望者の最大受電電力の合計 [kW]

ただし、当該系統連系希望者の電源種別の一般負担の上限額を超える場合は、一般負担の上限額。

[系統連系順位の決定イメージ]



(3) 優先系統連系希望者の決定

- ・募集容量の範囲内の系統連系順位の入札者が優先系統連系希望者となります (別紙6参照)。
- ・優先系統連系希望者が連系等を希望しないこと等により、非優先系統連系希望者が繰り上がりで優先系統連系希望者になることがあります。

(4) 入札の成立条件

- ・入札の成立条件は以下を満たす場合とします。

$$(\text{①} + \text{②})^{*2.2} \geq \text{③}$$

- ①: 優先系統連系希望者の「入札負担金単価 (税抜) × 最大受電電力」の合計
- ②: 優先系統連系希望者のうち新費用負担ルール適用者の「当該系統連系希望者の一般負担単価^{*2.1} × 最大受電電力」の合計
- ③: 入札対象工事費 (税抜)

※2.2 入札以降の辞退等により、第1次保証金及び第2次保証金 (後記2.8(3)参照) が没収された場合は、没収された保証金の額を左辺に加算します。

(5) 開札後の通知

- ・開札の結果、入札の成立条件を満たしている場合は、入札者に対して次の内容を通知します。
 - a 優先系統連系希望者
 - ・入札負担金単価
 - ・適用される費用負担ルール(新費用負担ルール 又は 旧費用負担ルール)
 - ・優先系統連系希望者である旨
 - b 非優先系統連系希望者
 - ・入札負担金単価
 - ・適用される費用負担ルール(新費用負担ルール 又は 旧費用負担ルール)
 - ・非優先系統連系希望者である旨及び優先系統連系希望者が連系等を希望しない場合等には、優先系統連系希望者となる可能性がある旨

2. 6 再接続検討の実施

- ・優先系統連系希望者の決定後、系統連系順位に基づき、全ての優先系統連系希望者について再接続検討を実施します。

2. 7 再接続検討の結果の回答

- ・再接続検討の結果を優先系統連系希望者に回答いたします。

2. 8 共同負担意思の確認

(1) 共同負担意思の表明

- ・優先系統連系希望者は、再接続検討の回答内容をご確認の上、原則として、回答書の発送日から20営業日以内に、工事費負担金を負担した上で連系等を行う意思があるか否かを、中部電力に共同負担意思確認書(様式3-1又は様式3-2)を提出することをもってご回答ください。
- ・優先系統連系希望者が、工事費負担金の負担意思が無く、連系等することを希望しない場合には、本プロセスを辞退したものととして取り扱います。この場合、第1次保証金を没収いたしますので、ご注意ください(前記2.4(2)c参照)。
- ・上記期限内に共同負担意思確認書(様式3-1又は様式3-2)を提出いただけない場合は、原則として、工事費負担金の負担意思が無く、連系等を希望しないものとして取り扱います。
- ・優先系統連系希望者が辞退した場合又は辞退したものととして取り扱われる場合には、当該優先系統連系希望者を控除した上で、再度、優先系統連系希望者を決定し、再接続検討を実施いたします。この場合、繰り上がりで優先系統連系

希望者となる非優先系統連系希望者がいる場合には、当該系統連系希望者に再度実施した再接続検討結果を回答いたしますので、当該回答をご確認の上、工事費負担金を負担した上で連系等を行う意思があるか否かを、共同負担意思確認書（様式3-1又は様式3-2）を提出することをもってご回答ください。

（2）負担可能上限額の申告

- ・共同負担意思確認時に共同負担意思があることを表明する優先系統連系希望者には、他の優先系統連系希望者が辞退した場合の工事費負担金^{※23}の増加に備えて、事業性等から合理的に許容される工事費負担金^{※23}の上限額（負担可能上限額）を、共同負担意思確認書（様式3-1）において予め申告いただき^{※24}、負担可能上限額以下の場合には「負担可能」、負担可能上限額を超過する場合には原則として^{※25}「辞退」と取り扱う^{※26}ことで、都度の共同負担意思確認を不要とし、プロセス完了の早期化を図ります。

※23 入札額を除いた額になります。

※24 負担可能上限額の申告以降、原則として、額の変更は認められませんので、過少に申告して辞退として取り扱われることのないよう、事業性等から合理的に許容される最大限の額にて申告ください。

※25 工事費負担金が当該優先系統連系希望者の負担可能上限額を超過する場合でも、工事費負担金契約における入札対象工事の工事費負担金の補正（後記3.3参照）により、入札額の減額補正が見込まれる場合には、当該減額補正予定額も考慮の上、当該優先系統連系希望者が費用負担可能か判断します。

※26 辞退扱いとなる場合についても、第1次保証金の返金事由（前記2.4（2）c参照）に該当しないときは、第1次保証金は没収いたします。

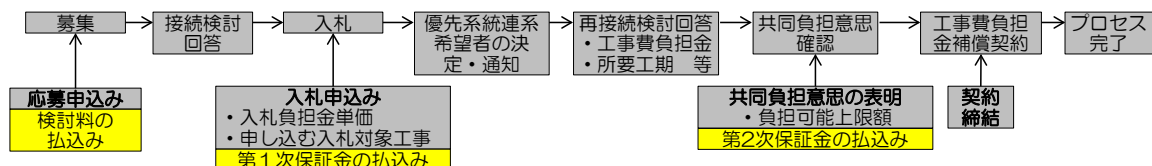
（3）第2次保証金（共同負担意思保証金）

- ・共同負担意思確認時に共同負担意思があることを表明する場合には、当該共同負担意思の履行を担保するものとして、第2次保証金を申し受けます。
 - a 第2次保証金額
 - ・第1次保証金と同額（前記2.4（2）a参照）。
 - b 振込方法と期限
 - ・振込金額、振込方法、振込期限については、共同負担意思確認時にご案内します。
 - ・振込手数料は優先系統連系希望者の負担とします。
 - c 第2次保証金の取扱い
 - ・第2次保証金の取扱いは次のとおりといたします。
 - （a）本プロセスが成立した場合
 - ・当該優先系統連系希望者が負担する工事費負担金に充当する。

- (b) 本プロセスが不成立であった場合
 - ・本プロセスの完了後、入札申込書（様式2-2）に記載の口座に返金する。
- ・上記にかかわらず、優先系統連系希望者が本プロセスを辞退した場合（本プロセスの辞退については後記5参照）は、第2次保証金を没収いたします。ただし、次のいずれかの場合には、第2次保証金を返金します※27。
 - (a) 他の優先系統連系希望者の辞退に伴う再度の再接続検討の結果の工事費負担金※23が、優先系統連系希望者の申告した負担可能上限額※23を超過したことにより辞退として取り扱われる場合
 - (b) 他の優先系統連系希望者の辞退に伴う再度の再接続検討の結果の工期が、共同負担意思の表明の前提とした再接続検討回答の工期を超過していることを理由に辞退した場合
 - (c) 天災地変、戦争、暴動、内乱その他不可抗力によって本プロセスを辞退せざるを得なくなった場合
- ・入札者から没収した第2次保証金の取扱いは、以下のとおりといたします。
 - (a) 本プロセスが成立した場合
 - ・入札対象工事費に充当する。
 - (b) 本プロセスが不成立となった場合
 - ・本プロセスの完了後、入札申込書（様式2-2）に記載の口座に返金する。
- ・振込期限までに第2次保証金の振込みがない、又は、不足している場合には、系統連系希望者の共同負担意思の表明が、原則として、無効となります。その場合は、通知の上、第2次保証金として振り込まれた額を返金いたします。
- ・第2次保証金を返金する際に利息は付しません。また、返金に伴う振込手数料は優先系統連系希望者の負担とします。

※27 本項ただし書に基づき第2次保証金が返金される場合であっても、第1次保証金の返金事由（前記2.4(2)c参照）に該当しないときは、第1次保証金は没収いたします。

< 検討料・保証金払込みのタイミング >



(4) 工事費負担金の確定

- ・入札対象工事について入札の成立条件を満たしている場合で、全ての優先系統

連系希望者が工事費負担金を負担可能であるとき、工事費負担金の額が確定^{※28}します。

- ・工事費負担金の額が確定した場合、次の内容を該当者に連絡をいたします。
 - a 優先系統連系希望者
 - ・工事費負担金の額が確定した旨
 - ・再接続検討の結果の回答（辞退等により再度の再接続検討を行った場合）
 - ・工事費負担金補償契約のご案内
 - b 前記（2）において辞退扱いとなった入札者
 - ・申告した負担可能上限額^{※23}
 - ・辞退扱いとなった際の工事費負担金^{※23}、入札額の減額補正予定額
 - ・本プロセスの完了後、第2次保証金を返金する旨

※28 本プロセス完了後の調査測量等により必要工事費等が増減することがあります。

2. 9 工事費負担金補償契約の締結

- ・工事費負担金が確定した場合は、優先系統連系希望者には、工事費負担金の確定日から、原則として、10営業日以内に中部電力との間で工事費負担金補償契約を締結していただきます。工事費負担金補償契約を締結した優先系統連系希望者が、本プロセスの完了以降に連系等をできなくなった場合は、同契約に基づき工事費負担金補償金をご負担いただきます。
- ・上記期限内に工事費負担金補償契約を締結しない優先系統連系希望者については、原則として、工事費負担金の負担意思が無く、連系等を希望しなかったものとして取り扱います。この場合、当該優先系統連系希望者を控除した上で、再度、優先系統連系希望者を決定し、再接続検討を実施いたします。また、原則として、第1次保証金及び第2次保証金は没収いたしますので、ご注意ください。
- ・一部又は全部の優先系統連系希望者が工事費負担金補償契約を締結しない場合、前記2. 8（4）の工事費負担金の確定は無効とし、再度、再接続検討を実施いたします。

2. 10 本プロセスの成否と完了

（1）本プロセスが成立する場合

- ・中部電力と全ての優先系統連系希望者との間で工事費負担金補償契約が締結された場合、本プロセスは成立するものとします。
- ・本プロセスが成立した場合には、優先系統連系希望者及び非優先系統連系希望者にその旨を通知するとともに、工事費負担金補償契約を締結した優先系統連系希望者に対し、契約申込みの手続について中部電力からご案内いたします。

- ・本プロセスが成立した場合には、非優先系統連系希望者が行った全ての行為（接続検討申込み、契約申込み等、応募、入札等）は無効となります。

（2）本プロセスを不成立とする場合

- ・優先系統連系希望者の入札負担金が入札の成立条件を満たさない場合は、系統増強規模の縮小等により成立を試みます（別紙9参照）が、それでも成立に至らない場合は、原則として、その時点で本プロセスは不成立とします。
- ・本プロセスが不成立となった場合、系統連系希望者が行った全ての行為（接続検討申込み、契約申込み等、応募、入札等）は無効となります。

（3）本プロセスの完了

- ・本プロセスが成立した場合又は不成立とする場合、本プロセスは完了いたします。

2. 1 1 本プロセスの結果の公表

- ・本機関及び中部電力は、本プロセスの完了後、以下のとおり、本プロセスの結果について公表いたします（ただし、d及びeは本プロセスが成立した場合に限ります）。
 - 本プロセスの成否
 - 応募件数・応募容量
 - 入札件数・入札容量・入札総額・平均入札負担金単価（単純平均）
 - 優先系統連系希望者の件数・連系容量・入札総額・平均入札負担金単価（単純平均）
 - 没収された第1次保証金及び第2次保証金の件数・総額 等

2. 1 2 契約申込み

- ・優先系統連系希望者には、原則として、本プロセスの結果の公表日から10営業日以内に、再接続検討の回答内容を反映した内容で、中部電力に契約申込み^{※29}を行っていただきます^{※30}。
- ・契約申込後、中部電力との間で、接続契約、工事費負担金契約その他の必要となる契約を締結していただきます。
- ・上記期限内に契約申込みを行っていただけない場合には、原則として、当該優先系統連系希望者が連系等を希望せず辞退したものとして取り扱います。
- ・契約申込後、中部電力が連系承諾したにもかかわらず、正当な理由なく、中部電力の指定する期日までに工事費負担金契約を締結していただけない場合には、中部電力は、優先系統連系希望者との間で締結した接続契約その他の契約を解除できるものとします。
- ・前2項の場合についても、契約申込みを行わなかった優先系統連系希望者又は契約を解除された優先系統連系希望者には、工事費負担金補償契約に基づき、

工事費負担金補償金をご負担いただきます。

- ※ 29 優先系統連系希望者が同時申込み（後記 6. 3）を行っている場合は、意思表明書の提出になります。
- ※ 30 申込み済みの契約申込み等の維持を希望した優先系統連系希望者には、申込み済みの契約申込み等を再接続検討の回答内容を反映した内容に変更する手続について、中部電力からご案内いたします。

3 工事費負担金について

3. 1 工事費負担金の算出方法

- ・優先系統連系希望者が送電系統に連系等をするにあたっては、以下の概算工事費の合計額を工事費負担金としてご負担いただきます。

(1) 入札対象工事

- ・入札負担金単価 [円/kW] × 最大受電電力 [kW]

(2) 電源線工事

- ・電源線の新設工事費用及び既設設備の対策工事費用
ただし、複数の優先系統連系希望者で対策設備を共用する場合は、共用する部分の工事費を共用する優先系統連系希望者^{※31}の最大受電電力で按分した額。

(3) 変電所・バンク逆潮流対策工事

- ・変電所・バンク逆潮流対策工事費用^{※32}

(4) その他供給設備工事

- ・その他供給設備工事費用（上位系統の送電線増強工事費用、配電用変電所増強工事費用等）のうち、優先系統連系希望者の特定負担に帰するもの
ただし、複数の優先系統連系希望者で対策設備を共用する場合は、共用する部分の工事費〔特定負担分〕を共用する優先系統連系希望者^{※31}の最大受電電力で按分した額。

(5) 一般負担の上限超過額（新費用負担ルール適用者に限る）

- ・入札対象工事に係る当該優先系統連系希望者の一般負担額^{※32}とその他供給設備工事の一般負担額の合計額のうち、一般負担の上限額を超過した額
ただし、複数の優先系統連系希望者でその他供給設備工事の対策設備を共用する場合は、入札対象工事に係る当該優先系統連系希望者の一般負担額^{※33}と共用するその他供給設備工事の工事費〔一般負担分〕を共用する優先系統連系希望者^{※31}の最大受電電力で按分した金額の合計額のうち、一般負担の上限額を超過した額。

※31 対策工事の起因となる系統連系順位以降の優先系統連系希望者で共用します。

※32 託送供給等約款により算出いたします。

※33 入札対象工事に係る当該系統連系希望者の一般負担単価^{※21} × 最大受電電力

3. 2 入札前の接続検討における工事費負担金の回答内容

- ・前記3. 1にかかわらず、入札前の接続検討時点においては、系統連系順位が未決定のため、全ての応募者が連系等を行うことを前提に、以下の内容で工事

費負担金概算を回答いたします。

(1) 入札対象工事

- ・入札対象工事費のうち特定負担分

(2) 電源線工事

- ・全ての応募者が連系等をした場合の、当該応募者に係る工事費負担金^{※34}

(3) 変電所・バンク逆潮流対策工事

- ・全ての応募者が連系等をした場合に、連系先の配電用変電所でバンク逆潮流対策工事が必要となる場合には、その工事費負担金^{※32}

(4) その他供給設備工事

- ・全ての応募者が連系等をした場合に必要となる設備対策のうち、当該応募者が利用する設備対策の工事費負担金^{※34}

(5) 一般負担の上限超過額（新費用負担ルール適用者に限る）

- ・入札対象工事に係る当該系統連系希望者の一般負担額^{※33}と全ての応募者が連系等をした場合に必要となる設備対策のうち当該応募者が利用する設備対策の一般負担額の合計額のうち、一般負担の上限額を超過した額^{※34}

※34 設備対策費用について設備を利用する全ての応募者で按分した場合の工事費負担金^{※35}と、設備対策費用を単独で負担することとなった場合の工事費負担金^{※36}を回答いたします。

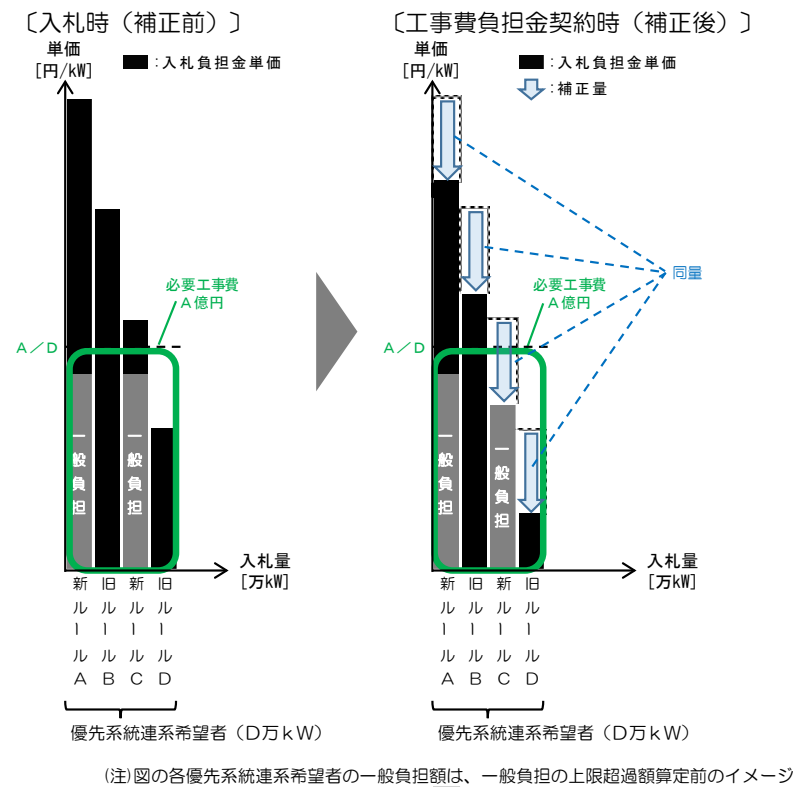
※35 系統連系順位によっては、現状設備の空容量の範囲内のため設備対策の費用負担が不要となる場合がありますが、系統連系順位が未決定の段階のため、全ての応募者の応募内容に基づき按分し、算定いたします。

※36 他の応募者が系統連系順位に基づいて現状設備の空容量の範囲内で連系し、当該応募者が単独でその他供給設備工事の費用を負担せざるを得なくなったイメージです。

3.3 工事費負担金契約における入札対象工事の工事費負担金の補正

- ・優先系統連系希望者の契約申込後、中部電力の連系承諾を経た上で、工事費負担金契約を締結していただきます。
- ・工事費負担金契約の締結時において、優先系統連系希望者の入札負担金及び一般負担額並びに没収された第1次保証金及び第2次保証金の合計が入札対象工事費を超過又は不足^{※37}する場合には、超過額又は不足額を優先系統連系希望者の最大受電電力で按分した金額について、入札対象工事の工事費負担金を補正します（負担金単価としては、一律に増減することとなります）。ただし、減額補正の限度は、入札額と一般負担額の合計までとします^{※38}。

〈例〉 減額補正時のイメージ



・なお、工事費負担金補償金を負担した優先系統連系希望者がいる場合は、その優先系統連系希望者も含め、上記算定方法による補正を実施します。

※37 本プロセス完了後に調査測量等により必要工事費が増加した場合等に不足することがあります。

※38 新費用負担ルール適用者の場合になります。旧費用負担ルール適用者の減額補正の限度は入札額までとなります。

3.4 工事完了後における工事費負担金の精算

・工事完了後に、支払済みの工事費負担金と工事完了により確定した工事費負担金^{※39}に差異が生じた場合には、その差額を精算いたします^{※40}。

※39 入札対象工事については、前記「3.3 工事費負担金契約における入札対象工事の工事費負担金の補正」に定める方法に準じて、算定いたします。

※40 工事費負担金補償金を負担した優先系統連系希望者がいる場合は、その優先系統連系希望者も含め精算いたします。

3.5 工事完了後の新規発電設備連系における工事費負担金の精算

・設備の使用開始後3年が経過するまでの間に新たに当該設備を利用する事業者（以下「新規利用事業者」といいます。）があった場合、中部電力の託送供給等約款に基づき、当該設備の使用開始当初から新規利用事業者も共用するとして

算定した場合の工事費負担金^{*39}が既に申し受けた工事費負担金を下回るときは、原則として、その差額を精算いたします。

- 上記の場合において、工事費負担金補償金を負担した優先系統連系希望者がいる場合は、新規利用事業者の工事費負担金等は当該優先系統連系希望者に優先的に返金します。ただし、工事費負担金補償金を負担した優先系統連系希望者が複数いる場合には、当該優先系統連系希望者が負担した工事費負担金補償金の額に応じて、按分した額とします。
- 工事費負担金の精算は、原則として、工事完了後以降、年度ごとに1回実施いたします。

4 工事費負担金補償契約について

4. 1 工事費負担金補償金

- ・前記「2. 9 工事費負担金補償契約の締結」に記載のとおり、工事費負担金が確定した場合は、優先系統連系希望者には、中部電力との間で工事負担金補償契約を締結していただきます。
- ・本プロセスの成立以降、優先系統連系希望者が連系等をできなくなった場合は、当該優先系統連系希望者には、工事費負担金補償契約に基づく工事費負担金補償金をご負担いただきます。
- ・工事費負担金補償金額は、原則として、次に示す項目の合計額とします。
 - a 入札対象工事の工事費負担金
 - b 電源線工事のうち他の優先系統連系希望者と共用する設備に係る工事費負担金
 - c その他供給設備工事のうち他の優先系統連系希望者と共用する設備に係る工事費負担金
 - d 入札対象工事及びその他供給設備工事のうち他の優先系統連系希望者と共用する設備の当該優先系統連系希望者に係る工事費の一般負担分

4. 2 工事費負担金補償金の精算

- ・以下の場合には、優先系統連系希望者が負担した工事費負担金補償金をそれぞれの精算方法に準じて精算いたします。
 - a 工事費負担金契約時に入札対象工事の工事費負担金を補正した場合
前記「3. 3 工事費負担金契約における入札対象工事の工事費負担金の補正」に定める方法
 - b 工事完了後の精算時
前記「3. 4 工事完了後における工事費負担金の精算」に定める方法
 - c 新規発電設備連系による工事費負担金精算時
前記「3. 5 工事完了後の新規発電設備連系における工事費負担金の精算」に定める方法

5 辞退の手続について

- ・本プロセスの応募者が本プロセスの辞退を希望する場合は、以下の方法にしたがって、辞退書を提出してください。なお、辞退書の提出により、辞退者が行った全ての行為（接続検討申込み、契約申込み等、応募、入札等）は無効となります。

5. 1 提出書類

- ・辞退書（様式4）
押捺する印は、『応募申込書（様式1）』と同一としてください。

5. 2 提出方法

- ・辞退書を持参又は郵送（簡易書留等配達記録が残るもの）してください。

5. 3 提出場所

- ・「2. 1 (1) b 提出先」と同じ

5. 4 提出部数

- ・1部

6 その他

6. 1 送電系統の暫定的な容量確保について

- ・電源接続案件募集プロセスにおいて暫定的に確保する送電系統の容量は次のとおりとします。

| 期 間 | 対象となる送電系統 | 確保する容量 |
|-----------------------|-------------------------------------|-----------------------|
| プロセス開始の公表 ～募集要綱の公表 | 開始時に公表した送電系統 及びその上位系統 | 開始時に公表した容量分 |
| 募集要綱の公表 ～応募締切 | 募集要綱で定める入札対象 工事の対象設備及びその上 位系統 | 募集要綱で定める募集容量 分 |
| 応募締切 ～入札締切 | 応募者の連系点の上位系統 | 応募者の最大受電電力分 |
| 入札締切 ～プロセス成立 | 入札者の連系点の上位系統 | 入札者の最大受電電力分 |
| プロセス成立 ～契約申込み期限 | 優先系統連系希望者の連系 点の上位系統 | 優先系統連系希望者の最大 受電電力分 |

6. 2 契約申込中の系統連系希望者の応募について

- ・今回の募集に際しては、契約申込み等を申込み済みの系統連系希望者が電源接続案件募集プロセスに応募した場合であっても、契約申込み等を維持することは可能です。ただし、本プロセスが不成立となった場合及び本プロセスが成立した場合において優先系統連系希望者とならなかったとき（辞退したときを含む。）には、契約申込み等は無効となります。
- ・契約申込中の系統連系希望者が本プロセスに応募した場合、応募が確定する応募締切時点で、契約申込み^{※41}の受付時点において暫定的に確保した送電系統の容量（接続枠）^{※42}を開放します^{※43}。

※41 同時申込みの場合は、意思表示書の提出を指します。

※42 契約申込みの受付時点で暫定的に確保した、送電系統における熱容量面等の容量を指します。

※43 開放した送電系統の容量（接続枠）は、いかなる事情（本プロセスが不成立となった場合や優先系統連系希望者とならなかった場合を含む。）があつたとしても、応募者に戻ることはありません。

6. 3 同時申込みについて

- ・応募者がFIT法に定める特定供給者の場合で、FIT電源の連系等を希望するときは、本プロセスの成立前でも、同時申込みを行うことができます。

6. 4 失効条件付きで設備認定を受けている場合の注意事項について

- ・前記「1. 3 スケジュール」に記載のとおり、本プロセスの完了は平成30年3月頃を見込んでおります（ただし、応募の状況等により変更となる場合があります）。平成26年度以降に失効条件付きで設備認定を受けている場合は、本プロセスの期間中に設備認定が失効する可能性がありますので、十分ご注意ください。

6. 5 本プロセスの中止について

- ・応募された容量が極端に少ない場合など、本プロセスを継続したとしても不成立となる蓋然性が高いと本機関が判断したときは、本プロセスを中止することがあります。なお、本プロセスを中止するときは、本プロセスの申込者又は応募者（応募を希望する者を含む。）に対して、意見を聴取いたします。

6. 6 不成立時に入札対象工事の対象設備に空容量が生じている場合の取扱いについて

- ・優先系統連系希望者の入札負担金が入札の成立条件を満たさない場合は、原則として、本プロセスは不成立となりますが、本プロセス開始以降に既契約申込者が契約申込みを取り下げた場合等は、送電系統に空容量が生じている場合があります。
- ・その場合は、原則として、空容量の範囲内の系統連系順位の入札者を優先系統連系希望者といたします^{※44}。

※44 この場合の優先系統連系希望者については、前記2. 10（2）、6. 2にかかわらず、本プロセスにおける行為（接続検討申込み、契約申込み等、応募、入札等）は無効といたしません。

6. 7 改正FIT法に関する留意事項について^{※45}

（1）電源接続案件募集プロセスにおける設備認定に関する経過措置について

- ・改正FIT法の施行日（平成29年4月1日）の前日までに一般送配電事業者と接続契約を締結していない場合、改正前のFIT法に基づいた設備認定は失効します。
- ・ただし、改正FIT法の施行日の前日までに開始が公表された電源接続案件募集プロセスに参加している案件については、接続契約を締結していない場合の設備認定の失効について、法改正に伴う経過措置として、同プロセスの完了の翌日から6か月間の猶予期間が設定されます。
- ・電源接続案件募集プロセスの完了後、優先系統連系希望者は、契約申込みほか必要な手続を速やかに実施してください。

（2）事業用太陽光発電に関する運転開始期限について

- ・FIT認定日（認定の経過措置対象となる案件については、みなし認定移

行日) から3年の運転開始期限を超過した場合は、超過した分だけ調達期間が短縮されます。

- ・入札される場合には、上記の点も考慮の上、入札負担金単価をご検討ください。

※45 改正FIT法関係の正確な内容は、資源エネルギー庁のHPをご確認ください。
 経済産業省資源エネルギー庁HP「なっとく！再生可能エネルギー」
http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/

6. 8 募集対象エリアにおける系統アクセス業務

(1) 本プロセス期間中の系統アクセス関係の申込み

- ・前記6. 1のとおり、電源接続案件募集プロセスが開始された場合、募集対象エリアの送電系統の連系可能量(現状の空容量を含む)が本プロセスにより全て確保されることから、募集対象エリアでの系統アクセス関係の申込みは、原則として、次表のと通りの取扱いとなります。

| 申込内容 | 取扱内容 | 補 足 |
|----------------|------------|--|
| 事前相談申込み | プロセス完了後に回答 | <ul style="list-style-type: none"> ・プロセスによって募集対象エリア内の系統状況が変動するため、プロセスが完了し、系統状況が確定した後に検討を開始 ・ただし、プロセスの完了前であっても、「発電設備等設置場所から連系点(想定)までの直線距離」は、申込者が希望する場合は回答可能 |
| 接続検討申込み | プロセス完了後に回答 | <ul style="list-style-type: none"> ・プロセスによって募集対象エリア内の系統状況が変動するため、プロセスが完了し、系統状況が確定した後に検討を開始 |
| 契約申込み、意思表示書の提出 | 受付不可 | <ul style="list-style-type: none"> ・プロセスの開始によって当該申込者の接続検討回答の前提とした系統状況から変動が生じているため |

- ・事前相談及び接続検討申込みについては、本プロセスが完了し、系統状況が確定した後に検討を開始いたします。そのため、通常の場合と比べて、回答時期が遅延する可能性があることをご理解ください。なお、事前相談においては、事前相談申込者の希望に応じ、本プロセスの完了前においても「発電設備等設置場所から連系点(想定)までの直線距離」のみ回答することは可能ですので、事前相談申込み時にご希望をお伝えください。
- ・契約申込みについては、接続検討の回答を受領している場合であっても、本プロセスの開始によって、回答時点から系統状況が変動しているため、受け付けられません^{※46}。

※46 FIT法に係る告示に規定する接続申込みを行っている系統連系希望者が契

約申込みを行った場合や、同時申込みを行っている系統連系希望者が意思表明書の提出を行った場合も同様に受け付けられません。

(2) 本プロセスの開始に伴う申込済の接続検討申込みの取扱い

- ・接続検討申込済みで回答未受領（未回答）の募集対象エリア内の系統連系希望者が、本プロセスに応募しない場合には、接続検討の申込みを取り下げることができます。この場合、当該系統連系希望者に対して、中部電力から受領済みの検討料を返金します（ただし、振込手数料は系統連系希望者の負担とします）。なお、接続検討の申込みを取り下げない場合で本プロセスに応募しないときは、前記（1）の場合と同様に、本プロセスが完了し、系統状況が確定した後に検討を開始いたします。

(3) その他

- ・電源接続案件募集プロセス成立後に当該送電系統の更なる増強が必要となる場合は、接続検討の回答における工事費負担金が高額となることがあります。
- ・電源接続案件募集プロセス成立後の接続検討の結果、工事費負担金の対象となる系統連系工事が業務規程第76条第1項に定める規模以上となり、系統連系希望者が共同負担者の募集を希望する場合であっても、同プロセスの成立によって設備対策を共用する系統連系希望者が減少しているため、プロセスの成立に足りる応募が見込めない可能性があります。

6.9 本募集要綱に記載の無い事項について

- ・本募集要綱に記載の無い事項については、本機関の業務規程及び送配電等業務指針、本機関のHPに公表する内容^{※47}、中部電力が定める託送供給等約款、並びに関連諸法令によるものといたします。
- ・本募集要綱の策定の前提としていない事象が生じた場合は、本機関にて取扱いを検討し、関係する応募者等に通知又は公表いたします。

※47 本機関HP「電源接続案件募集プロセスのご案内」

https://www.occto.or.jp/keito/akusesu/boshu_process.html

以 上

別紙1 募集対象エリア

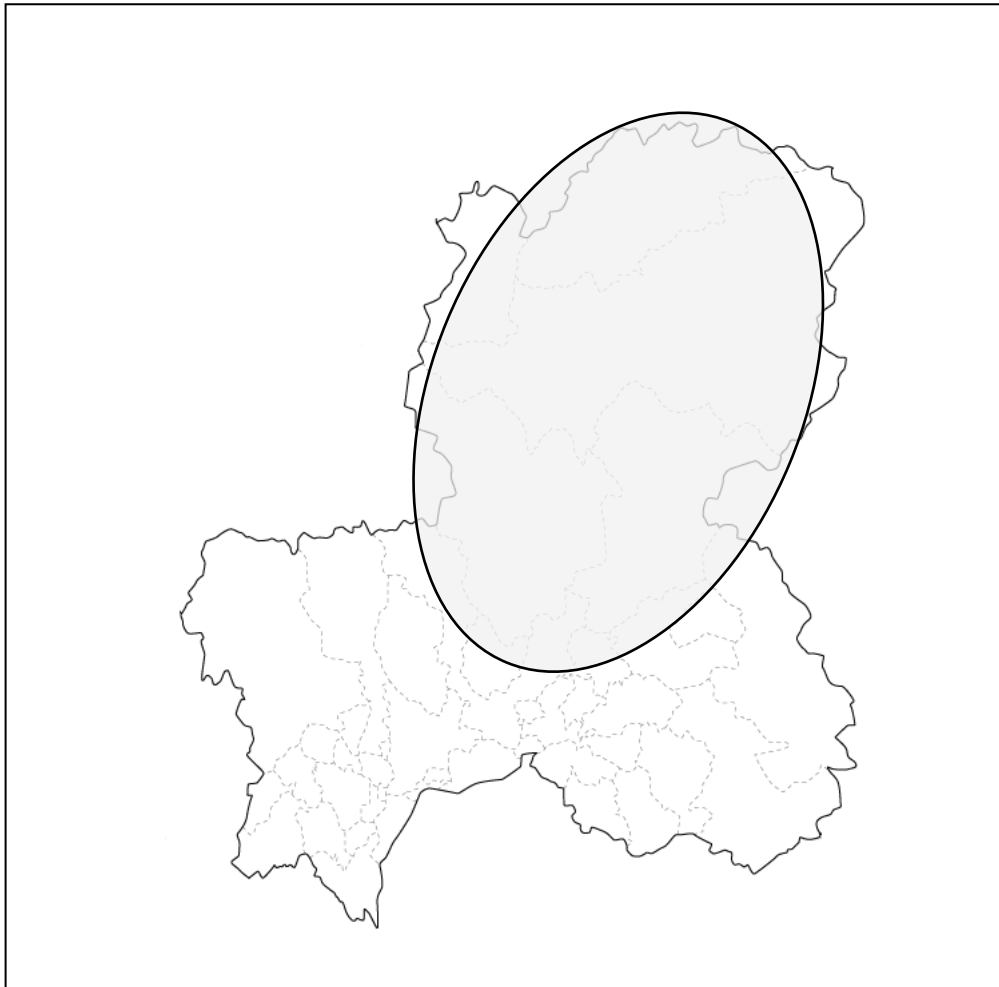
岐阜県

| 市町村 | 詳細地域 |
|------|---|
| 高山市 | 【一部】 相生町, 赤保木町, 曙町, 旭ヶ丘町, 朝日町, 愛宕町, 石浦町, 一之宮町, 岩井町, 有楽町, 漆垣内町, 上野町, 越後町, 江名子町, 大新町, 大島町, 大洞町, 岡本町, 春日町, 片野町, 片原町, 上一之町, 上二之町, 上三之町, 上岡本町, 上川原町, 上切町, 川原町, 神田町, 清見町, 桐生町, 久々野町, 国府町, 左京町, 桜町, 三福寺町, 塩屋町, 島川原町, 下一之町, 下二之町, 下三之町, 下岡本町, 下切町, 下之切町, 下林町, 荘川町, 昭和町, 城山, 新宮町, 神明町, 末広町, 宗猷寺町, 総和町, 大門町, 高根町, 滝町, 匠ヶ丘町, 千島町, 鉄砲町, 天性寺町, 天満町, 問屋町, 中切町, 中山町, 長坂町, 名田町, 七日町, 西之一色町, 西洞町, 西町, 丹生川町, 八軒町, 八幡町, 初田町, 花岡町, 花川町, 花里町, 馬場町, 東山町, 日の出町, 吹屋町, 冬頭町, 本母町, 堀端町, 本町, 前原町, 松倉町, 松之木町, 松本町, 緑ヶ丘町, 森下町, 山口町, 山田町, 八日町, 若達町, 奥飛騨温泉郷 (平湯, 福地, 一重ヶ根, 村上, 中尾, 神坂, 栃尾, 今見, 田頃家, 柏当, 蓼之俣), 上宝町 (荒原, 鼠餅) |
| 下呂市 | 【一部】 萩原町, 小坂町, 東上田, 湯之島, 幸田, 森, 小川, 少ヶ野, 三原, 御厩野, 野尻, 宮地, 乗政, 夏焼, 田口, 蛇之尾, 門和佐, 馬瀬, 金山町 (岩瀬, 卯野原, 乙原, 祖師野, 戸部, 東沓部, 弓掛) |
| 飛騨市 | 【一部】 河合町 (稲越, 船原), 古川町 (朝開町, 壺之町, 畦畑, 大野町, 片原町, 金森町, 上気多, 上野, 上町, 貴船町, 黒内, 袈裟丸, 幸栄町, 是重, 栄, 笹ヶ洞, 三之町, 下気多, 下野, 新栄町, 末広町, 杉崎, 太江, 高野, 谷, 寺地, 殿町, 中野, 南成町, 式之町, 沼町, 野口, 信包, 東町, 平岩, 本町, 増島町, 宮城町, 向町, 若宮) |
| 大野郡 | 【一部】 白川村大字 (芦倉, 飯島, 有家ヶ原, 内ヶ戸, 大牧, 尾神, 萩町, 木谷, 島, 椿原, 長瀬, 野谷, 鳩谷, 平瀬, 福島, 保木脇, 馬狩, 牧, 御母衣) |
| 中津川市 | 【一部】 加子母 |
| 郡上市 | 【一部】 白鳥町 (阿多岐, 大島, 恩地, 越佐, 白鳥, 為真, 長滝, 中津屋, 中西, 那留, 野添, 干田野, 二日町, 歩岐島, 前谷, 向小駄良, 六ノ里) 高鷲町, 八幡町, 美並町, 明宝, 大和町, 和良町 |
| 山県市 | 【一部】 相戸, 青波, 赤尾, 伊佐美, 岩佐, 梅原, 円原, 大桑, 大森, 柿野, 片原, 神崎, 葛原, 小倉, 佐賀, 笹賀, 佐野, 椎倉, 掛, 上願, 大門, 高木, 高富, 田栗, 谷合, 出戸, 徳永, 富永, 中洞, 長滝, 西深瀬, 東深瀬, 日永, 平井, 藤倉, 船越, 洞田, 松尾, |
| 美濃市 | 【一部】 藍川, 安毛, 生櫛, 大矢田, 乙狩, 楓台, 笠神, 片知, 上野, 神洞, 小倉, 極楽寺, さくらヶ丘, 志摩, 下河和, 曾代, 須原, 立花, 中央, 長瀬, 保木脇, 松森, 御手洗, もみじが丘, 横越, 蔵生, |
| 関市 | 【一部】 池尻, 板取, 植野, 片, 上之保, 神野, 下之保, 下有知, 千疋, 富之保, 中之保, 広見, 広見北町, 洞戸 (阿部, 市場, 大野, 尾倉, 小坂, 小瀬見, 栗原, 黒谷, 菅谷, 高賀, 高見, 通元寺, 飛瀬) 武芸川町 (跡部, 宇多院, 小知野, 高野, 谷口, 八幡, 平) |
| 各務原市 | 【一部】 尾崎北町, 尾崎西町, 尾崎南町, 蘇原赤羽根町, 蘇原大島町, 蘇原北山町, 蘇原北陽町, 蘇原瑞穂町, 蘇原宮代町, 蘇原宮塚町, 蘇原吉野町, 那加御屋敷町, 那加北洞町, 那加桐野町, 那加西市場町, 那加東野町, 那加山崎町, 那加山下町, |

| | |
|-----|--|
| 岐阜市 | <p>【一部】 藍川町, 秋沢, 芥見影山, 芥見嵯峨, 芥見大般若, 芥見町屋, 曙町, 旭見ヶ池町, 尼ヶ崎町, 安良田町, 栗野, 栗野西, 栗野東, 栗野台, 安食, 庵町, 石長町, 石原, 市ノ坪町, 一松道, 伊奈波山東洞, 茨木町, 入舟町, 岩井, 岩栄町, 岩崎, 岩田坂, 岩田東, 岩滝西, 岩滝東, 岩利, 鶯谷, 雲竜町, 永楽町, 戎町, 老松町, 大蔵台, 奥, 小熊町, 雄総緑町, 織田塚町, 霞町, 粕森町, 金園町, 金屋町, 金屋横町, 金竜町, 加野, 蕪城町, 上芥見, 上加納山, 上川手, 華陽, 神田町, 祇園, 北一色, 北野 (阿原, 北, 西, 西山, 東, 南), 祈年町, 木ノ下町, 切通, 清住町, 金宝町, 雲井町, 栗矢田町, 梶町, 幸ノ町, 金町, 九重町, 五坪, 佐野, 塩町, 静が丘町, 城望町, 瑞雲町, 住田町, 住ノ江町, 世保, 世保北, 世保西, 世保東, 世保南, 大黒町, 高尾町, 高砂町, 多賀町, 田神, 田神町, 高森町, 田生越町, 竜田町, 達目洞, 田端町, 玉宮町, 玉森町, 太郎丸, 太郎丸北浦, 太郎丸北郷, 太郎丸向良, 太郎丸新屋敷, 太郎丸諏訪, 太郎丸知之道, 太郎丸中島, 太郎丸野田, 月丘町, 月ノ会町, 椿洞, 鶴田町, 鶴舞町, 鶴見町, 徹明通, 寺町, 出屋敷, 天王町, 東栄町, 東興町, 殿町, 外山, 中川原, 中道北, 長住町, 長旗町, 長森岩戸, 長森細畑, 長森本町, 中屋西, 中屋東, 長良, 長良雄総, 長良志段見, 長良東, 長良古津, 西秋沢, 西駒爪町, 西玉宮町, 野一色, 白山町, 橋本町, 八幡町, 初音町, 花沢町, 花月町, 羽根町, 春近古市場北, 春近古市場南, 梅林 (西町, 南町), 彦坂, 彦坂川上, 彦坂川北, 彦坂川南, 雛倉, 東金宝町, 東駒爪町, 日野西, 日野東, 日野南, 福富, 福富笠海道, 福富天神前, 福富出口, 福富永田, 福富町田, 福富迎田, 宝来町, 細畑, 細畑華南, 細畑塚浦, 細畑佃, 細畑野寄, 前一色, 前一色西町, 三笠町, 美園町, 溝口, 溝口上, 溝口下, 溝口童子, 溝口中, 溝口中野, 溝口東, 溝旗町, 三田洞, 三田洞東, 南殿町, 三輪, 三輪ぷりんとぴあ, 三輪宮西, 三輪宮前, 向加野, 村山, 茂地, 元住町, 元町, 森西, 森東, 門屋 (門, 勢引, 溝上), 柳沢町, 山県岩, 山県岩中, 山県岩西, 山県岩南, 山県岩東, 山県岩明光, 山県北野, 雪見町, 吉津町, 吉野町, 隆城町, 領下, 若宮町,</p> |
| 本巣市 | <p>【一部】 文殊</p> |
| 羽島郡 | <p>【一部】 岐南町 (上印食, 八剣北)</p> |

注) 上記以外のエリアにおいても対象となる場合がありますので、詳細は中部電力にお問い合わせ下さい (別紙4「3 問合せ」参照)。

[募集対象エリア図]



別紙2 入札対象工事の概要（プロセス開始申請に基づく設備対策）

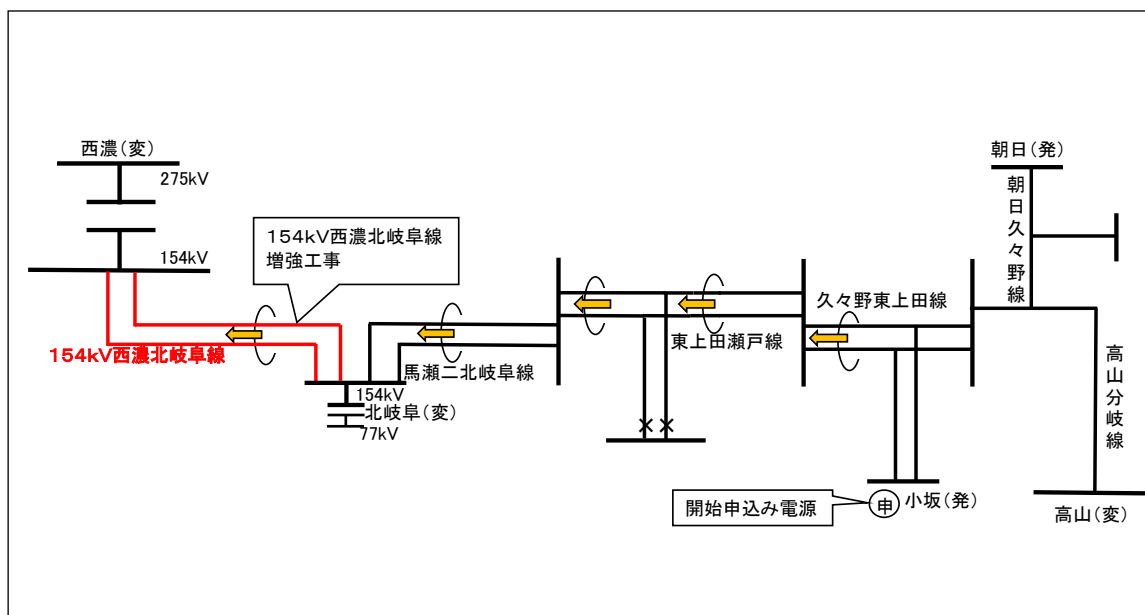
1 入札対象工事名称

154kV西濃北岐阜線増強工事

2 工事の必要性和対策工事規模

- 電源接続案件募集プロセス開始申請がなされた発電設備等が連系することにより、154kV西濃北岐阜線の潮流が設備容量31.1万kWを超過することから、154kV西濃北岐阜線をT410[31.1万kW]からXT400[43.5万kW]に増強し、募集容量は8.6万kWとします。

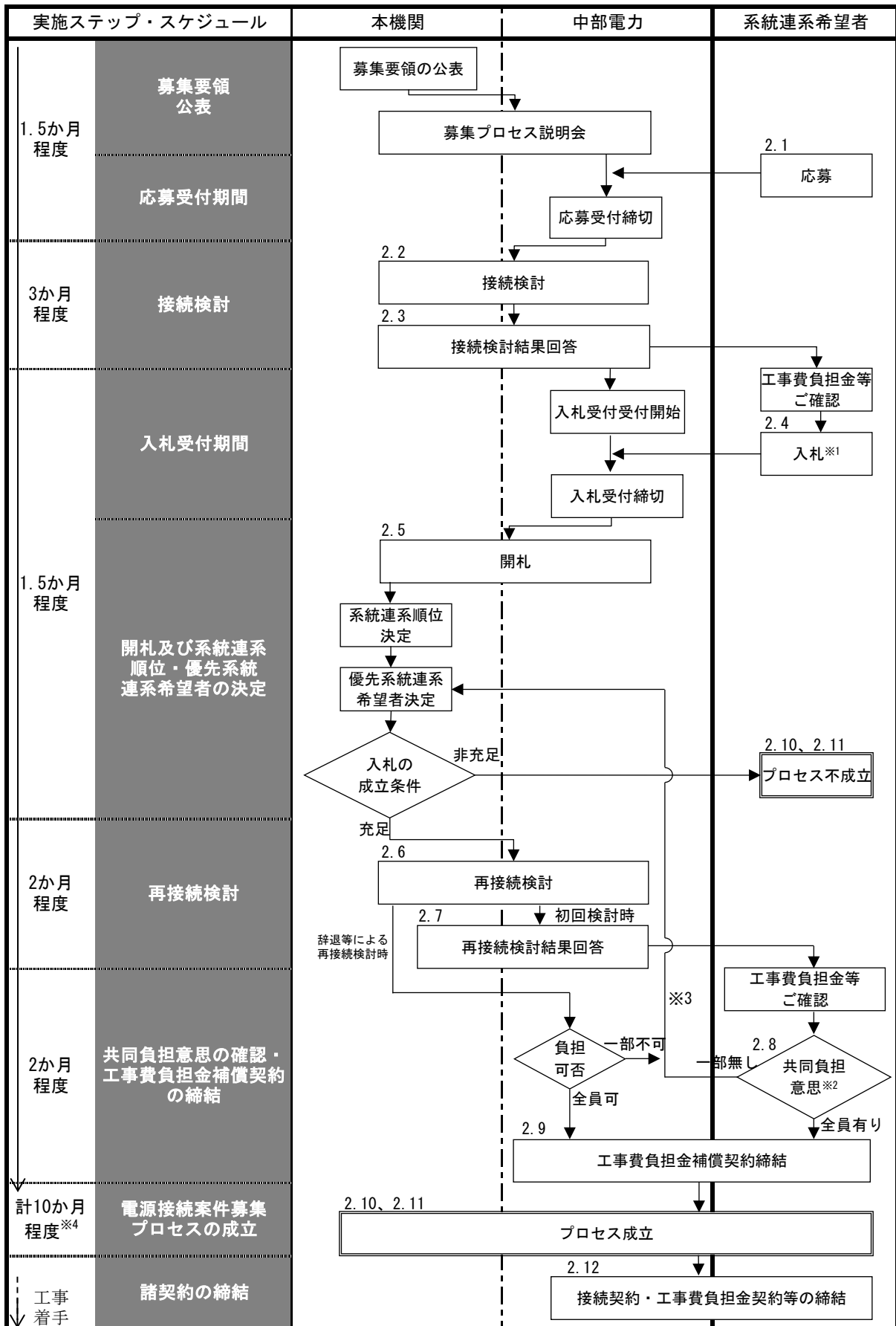
3 工事概要図



4 対策工事内容

| 設備区分 | 項目 | 新設 | 建替・張替・取替 | 改造・改修 | 備考（設備機器・材料の仕様、工事方法等） |
|------|-----|----|----------|-------|--|
| 送電設備 | 架空線 | — | 25.7km | — | 送電線張替対応 対策前：T410×2回線 対策後：XT400×2回線 |

別紙3 電源接続案件募集プロセスの流れ



※1 入札時には第1次保証金をお振込みいただきます

※2 「共同負担意思あり」の場合は、あわせて負担可能上限額(入札負担金額を除く)を回答いただくとともに、第2次保証金をお振込みいただきます。

※3 辞退等した優先系統連系希望者を控除した上で、再度、優先系統連系希望者を決定します。

※4 優先系統連系希望者の辞退による再度の再接続検討などにより期間が変更となる可能性があります

別紙4 提出・問合せ先（窓口）

1 応募申込書・接続検討申込書提出先

a 売電先が中部電力のもの、またはFIT電源のもの

【特別高圧での連系】

- ・中部電力株式会社 岐阜支店 電力サービス部ネットワーク営業グループ
〒500-8707 岐阜県岐阜市美江寺町二丁目5 電話：058（264）3679

【高圧での連系】

- ・中部電力株式会社 岐阜支店岐阜営業所契約課
〒500-8702 岐阜県岐阜市美江寺町二丁目5 電話：058（264）3360
- ・中部電力株式会社 岐阜支店加茂営業所契約課
〒505-0033 岐阜県美濃加茂市中富町1-10-16 電話：0574（28）3113
- ・中部電力株式会社 岐阜支店高山営業所契約課
〒506-0005 岐阜県高山市七日町三丁目55-1 電話：0577（32）1201
- ・中部電力株式会社 岐阜支店多治見営業所契約課
〒507-8527 岐阜県多治見市上野町五丁目1 電話：0572（25）8252

b 売電先が中部電力以外または未定で、かつFIT電源以外のもの

- ・中部電力株式会社 電力ネットワークカンパニー
ネットワーク営業部 ネットワークサービスセンター 系統連系課
〒461-8680 愛知県名古屋市東区東新町1番地 電話：052（973）2199

2 入札書・入札申込書提出先

- ・中部電力株式会社 電力ネットワークカンパニー
ネットワーク営業部 ネットワークサービスセンター 系統連系課
〒461-8680 愛知県名古屋市東区東新町1番地 電話：052（973）2199

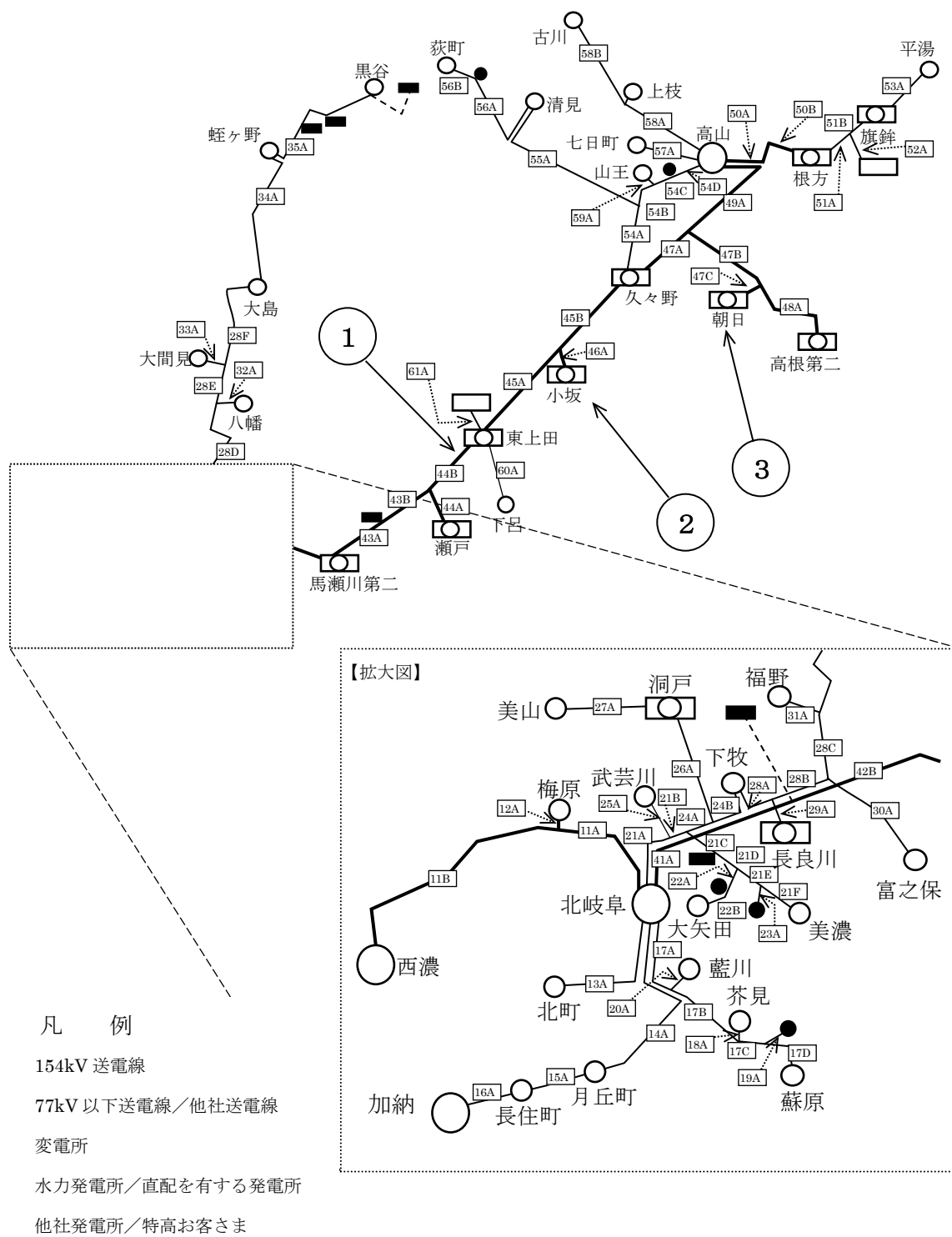
3 問合せ

- ・電源接続案件募集プロセスに関するご質問は、本機関のお問い合わせフォームまたは中部電力問合せ専用メールアドレスにお問い合わせください。

広域機関：https://www.occto.or.jp/contact/anken_boshu-form.html

中部電力：Bosyu.Process@chuden.co.jp

別紙5 入札対象工事实施後における募集対象エリアの空容量マッピング
【岐阜県北エリア特別高圧の系統（154kV以下）】



【岐阜県北エリア系統の空容量（送電線）】

| 線路 No | 電圧 [kV] | 線路名 | 空容量 [MW] |
|----------|------------|---------|-------------|
| 11A | 154 | 西濃北岐阜線 | 8 6 |
| 11B | 154 | 西濃北岐阜線 | 8 6 |
| 12A | 154 | 梅原分岐線 | 8 6 |
| 13A | 77 | 北岐阜北町線 | 8 6 |
| 14A | 77 | 北岐阜月丘町線 | 8 6 |
| 15A | 77 | 月丘町長住町線 | 3 4 |
| 16A | 77 | 加納長住町線 | 4 2 |
| 17A | 77 | 北岐阜蘇原線 | 8 6 |
| 17B | 77 | 北岐阜蘇原線 | 8 6 |
| 17C | 77 | 北岐阜蘇原線 | 8 6 |
| 17D | 77 | 北岐阜蘇原線 | 8 6 |
| 18A | 77 | 芥見分岐線 | 7 7 |
| 19A | 77 | 19A 線 | 5 9 |
| 20A | 77 | 藍川分岐線 | 4 7 |
| 21A | 77 | 北岐阜美濃線 | 8 6 |
| 21B | 77 | 北岐阜美濃線 | 8 6 |
| 21C | 77 | 北岐阜美濃線 | 8 6 |
| 21D | 77 | 北岐阜美濃線 | 8 6 |
| 21E | 77 | 北岐阜美濃線 | 8 6 |
| 21F | 77 | 北岐阜美濃線 | 8 6 |
| 22A | 77 | 大矢田分岐線 | 6 9 |
| 22B | 77 | 大矢田分岐線 | 6 9 |
| 23A | 77 | 23A 線 | 3 8 |
| 24A | 77 | 下牧分岐線 | 4 2 |
| 24B | 77 | 下牧分岐線 | 4 2 |
| 25A | 77 | 武芸川分岐線 | 5 9 |
| 26A | 77 | 洞戸分岐線 | 4 2 |
| 27A | 77 | 美山分岐線 | 4 2 |
| 28A | 77 | 下牧大島線 | 4 2 |
| 28B | 77 | 下牧大島線 | 4 2 |
| 28C | 77 | 下牧大島線 | 4 2 |
| 28D | 77 | 下牧大島線 | 4 2 |
| 28E | 77 | 下牧大島線 | 4 2 |
| 28F | 77 | 下牧大島線 | 4 2 |
| 29A | 77 | 長良川分岐線 | 3 3 |
| 30A | 77 | 富之保分岐線 | 4 2 |
| 31A | 77 | 福野分岐線 | 4 2 |

| 線路 No | 電圧 [kV] | 線路名 | 空容量 [MW] |
|----------|------------|----------|-------------|
| 32A | 77 | 八幡分岐線 | 3 8 |
| 33A | 77 | 大間見分岐線 | 4 2 |
| 34A | 77 | 大島線 | 0 |
| 35A | 77 | 蛭ヶ野黒谷線 | 0 |
| 41A | 154 | 馬瀬二北岐阜線 | 2 6 |
| 42B | 154 | 馬瀬二北岐阜線 | 2 6 |
| 43A | 154 | 馬瀬川第二分岐線 | 2 6 |
| 43B | 154 | 馬瀬川第二分岐線 | 2 6 |
| 44A | 154 | 東上田瀬戸線 | 5 |
| 44B | 154 | 東上田瀬戸線 | 5 |
| 45A | 154 | 久々野東上田線 | 5 |
| 45B | 154 | 久々野東上田線 | 5 |
| 46A | 154 | 小坂分岐線 | 5 |
| 47A | 154 | 朝日久々野線 | 5 |
| 47B | 154 | 朝日久々野線 | 5 |
| 47C | 154 | 朝日久々野線 | 5 |
| 48A | 154 | 高根第二分岐線 | 5 |
| 49A | 154 | 高山分岐線 | 5 |
| 50A | 154 | 根方高山線 | 5 |
| 50B | 154 | 根方高山線 | 5 |
| 51A | 33 | 旗鉾根方線 | 5 |
| 51B | 33 | 旗鉾根方線 | 5 |
| 52A | 33 | 52A 線 | 5 |
| 53A | 33 | 旗鉾平湯線 | 5 |
| 54A | 77 | 久々野高山線 | 5 |
| 54B | 77 | 久々野高山線 | 5 |
| 54C | 77 | 久々野高山線 | 5 |
| 54D | 77 | 久々野高山線 | 5 |
| 55A | 77 | 清見分岐線 | 5 |
| 56A | 77 | 清見荻町線 | 5 |
| 56B | 77 | 清見荻町線 | 5 |
| 57A | 77 | 高山七日町線 | 5 |
| 58A | 77 | 古川線 | 5 |
| 58B | 77 | 古川線 | 5 |
| 59A | 77 | 山王分岐線 | 5 |
| 60A | 33 | 東上田下呂線 | 0 |
| 61A | 77 | 6 1 A 線 | 0 |

【岐阜県北エリア系統の空容量（配電用変電所・直配を有する発電所）】

| 変電所名 | 空容量 [MW] |
|------------|-------------|
| 北岐阜変電所 | 50 |
| 梅原変電所 | 17 |
| 月丘町変電所 | 54 |
| 長住町変電所 | 34 |
| 藍川変電所 | 19 |
| 芥見変電所 | 51 |
| 武芸川変電所 | 19 |
| 大矢田変電所 | 49 |
| 洞戸発電所（直配） | 9 |
| 美山変電所 | 20 |
| 下牧変電所 | 14 |
| 長良川発電所（直配） | 9 |
| 福野変電所 | 19 |
| 富之保変電所 | 19 |
| 八幡変電所 | 31 |
| 大間見変電所 | 20 |
| 大島変電所 | 19 |
| 蛭ヶ野変電所 | 0 |
| 黒谷変電所 | 0 |

| 変電所名 | 空容量 [MW] |
|--------------|-------------|
| 馬瀬川第二発電所（直配） | 0 |
| 下呂変電所 | 0 |
| 東上田発電所（直配） | 0 |
| 小坂発電所（直配） | 0 |
| 久々野発電所（直配） | 0 |
| 朝日発電所（直配） | 0 |
| 高根第二発電所（直配） | 0 |
| 根方発電所（直配） | 0 |
| 旗鉾発電所（直配） | 0 |
| 平湯変電所 | 5 |
| 山王変電所 | 5 |
| 清見変電所 | 5 |
| 萩町変電所 | 5 |
| 上枝変電所 | 5 |
| 古川変電所 | 5 |
| 七日町変電所 | 5 |

〔入札対象工事以外に想定される高額・長期の増強工事（77kV以上）〕

| No | 設備名 | 対策工事内容 | 連系可能量 | | 工事費 | 工期 |
|----|----------------------------|---------------------------------------|-------|-------|------------|-----------|
| | | | 現状 | 対策後 | | |
| ① | 154kV 東上田瀬戸線一部（2回線） | 鉄塔建替：亘長 8.6km 工事前：A240 工事後：T240 | 5MW | 102MW | 26.8 億円 | 8年 |
| ② | 小坂発電所 11/6.6kV 4号変圧器 | 取替 工事前：6MVA 工事後：10MVA | 0MW | 7MW | 3.7 億円 | 2年 4ヵ月 |
| ③ | 朝日発電所 11/6.6kV 3号変圧器 | 取替 工事前：3MVA 工事後：10MVA | 0MW | 6MW | 3.1 億円 | 2年 4ヵ月 |

注) 募集前の状況から想定されるものであり、応募状況によっては上記以外の工事が発生する場合があります。

別紙6 入札・系統連系順位等に関する補足

1. 最低入札負担金単価について

- 入札にあたっては、電源接続案件募集プロセスの成立性を考慮し、最低入札負担金単価を設けます。
- 最低入札負担金単価は、原則として、入札対象工事費を応募容量^{※1}で除した単価といたします。ただし、新費用負担ルール適用者については、連系等に伴う費用負担の一部が一般負担となることを踏まえ、当該系統連系希望者の電源種別ごとの一般負担の上限額を踏まえた一般負担単価を控除した金額を最低入札負担金単価とします。このため、電源種別ごとに最低入札負担金単価が異なる場合があります。
- 最低入札負担金単価については、接続検討の回答に併せてお知らせいたしますので、新費用負担ルール適用者の方は、十分ご確認の上、最低入札負担金単価以上の単価で、入札くださいますようお願いいたします。

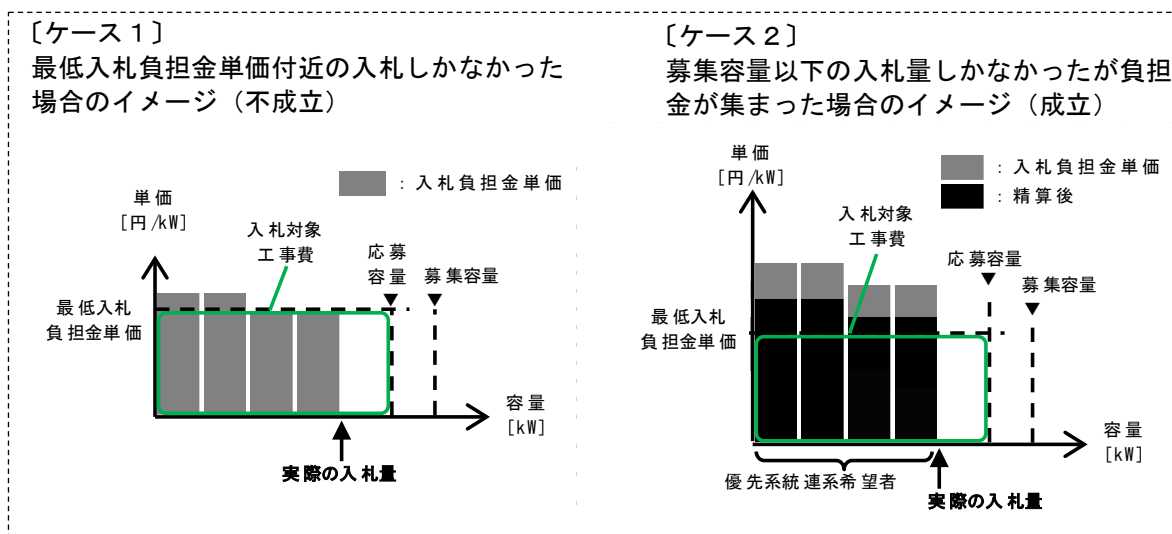
※1 応募容量が募集容量を上回る場合は、原則として、入札対象工事費を募集容量で除した単価とします。

[お知らせイメージ]

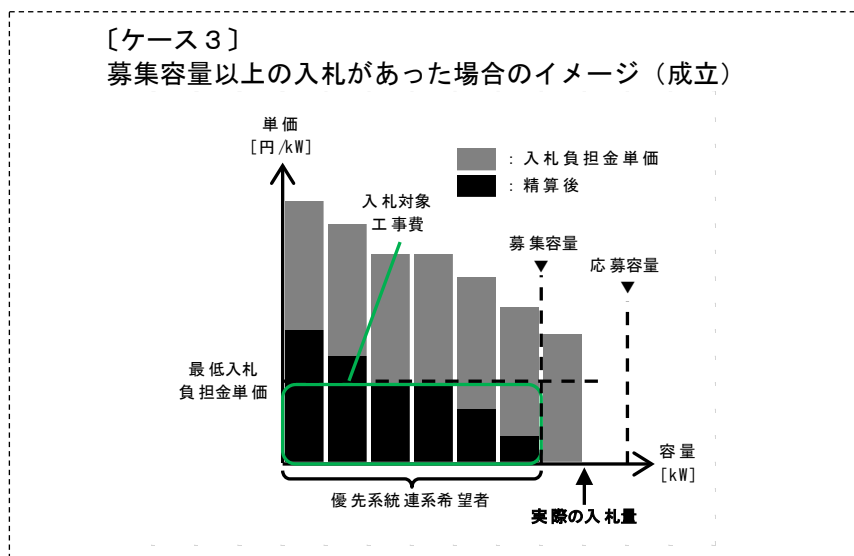
| 適用される 費用負担ルール | 電源種別 | 最低入札 負担金単価 [万円/kW] |
|------------------|-------------------|--------------------------|
| 新費用負担ルール | バイオマス（専焼） | ●● |
| | 地熱 | ●● |
| | バイオマス（石炭混焼） | ●● |
| | バイオマス（LNG混焼） | |
| | 原子力 | |
| | 石炭火力 | |
| | LNG火力 | ●● |
| | 小水力 | |
| | 廃棄物（バイオマス(専焼)を除く） | |
| | 一般水力 | ●● |
| | バイオマス（石油混焼） | ●● |
| | 石油火力 | |
| | 洋上風力 | |
| | 陸上風力 | ●● |
| | 太陽光 | ●● |
| 旧費用負担ルール | FIT電源 | ●● |
| 電源線 | すべて | 別途提示 |

2. 最低入札負担金単価と電源接続案件募集プロセスにおける入札の成否について

- 最低入札負担金単価は、原則として、入札対象工事費を応募容量^{*1}で除した単価を基準に設定いたしますが、実際の入札においては、接続検討の回答内容を踏まえ、入札を控える応募者がいることが想定されます。
- したがって、現実的には入札がなされた発電設備等の容量が応募容量を下回る可能性が大きく、その場合、入札者全員が最低入札負担金単価と同額の入札を行っていた場合であっても、入札は不成立となります（〔ケース1〕参照）。
- そこで、接続検討の回答時において、最低入札負担金単価と併せて、応募受付件数と応募容量をお知らせいたしますので、入札を成立させるためには、最低入札負担金単価を超える入札が必要となる可能性も考慮の上、入札負担金単価についてご検討ください。



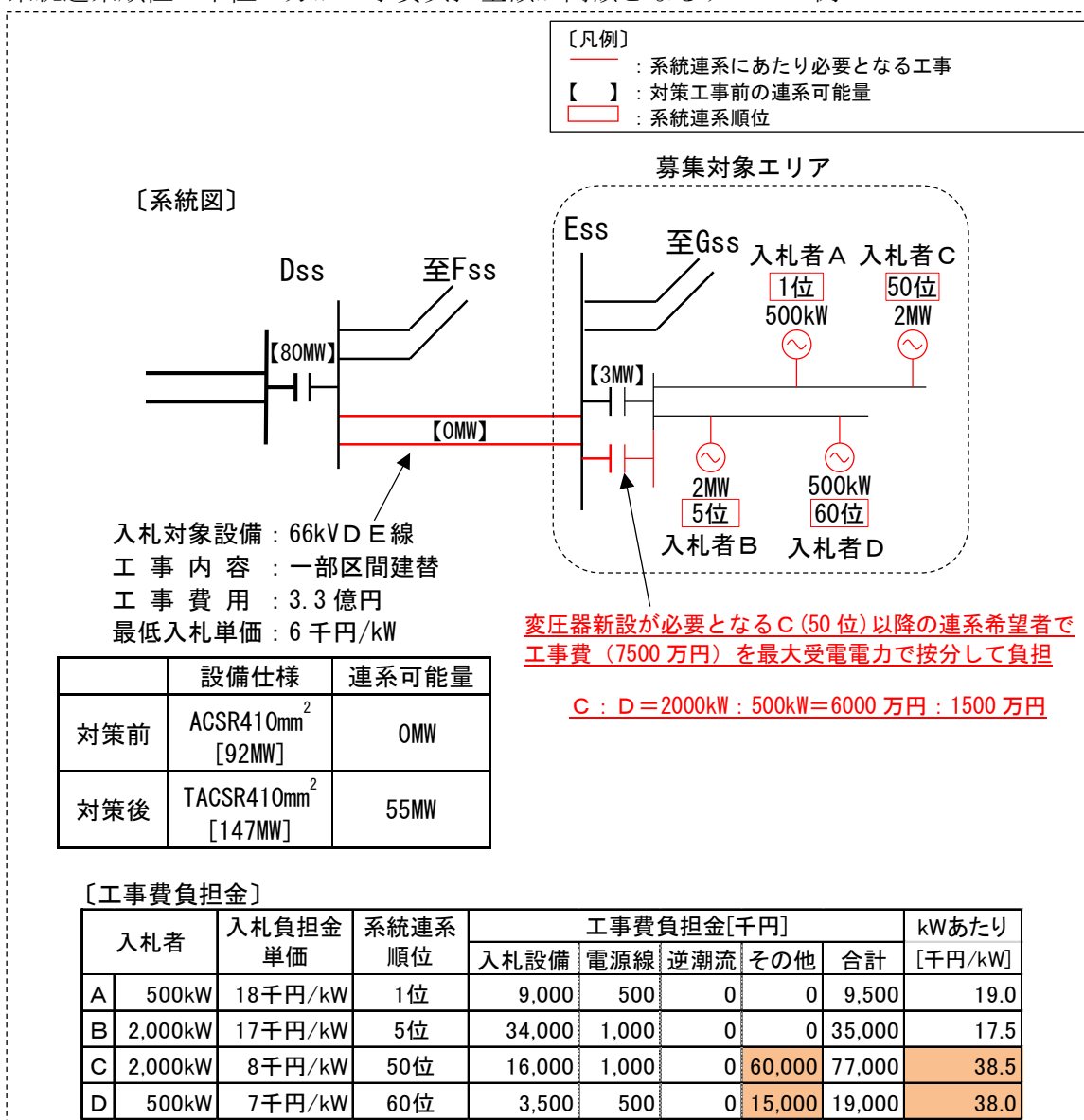
(参考) 募集容量以上の入札があった場合は、募集容量の範囲内で、入札負担金単価が高い順に連系できます。〔ケース3〕



3. 優先系統連系希望者の決定について

- 入札負担金単価が高い順に、募集対象エリア内の系統連系順位を決定します。
- 系統連系順位にしたがって、募集容量の範囲内の入札者を優先系統連系希望者に決定いたします。
- 入札者の最大受電電力が、残容量（「募集容量」－「上位の優先系統連系希望者の最大受電電力の合計値」）を超過する場合には、原則として、当該入札者を優先系統連系希望者とはいたしません（応募容量の変更は認めません）。この場合、当該入札者よりも上位の系統連系順位の入札者のみを優先系統連系希望者といたします。
- 入札対象工事以外の送電系統においても、系統連系順位にしたがって、連系等を行います。したがって、入札対象工事以外の送電系統の状況によっては、系統連系順位が下位の優先系統連系希望者の方が工事費負担金額が高額となる場合がありますので、ご留意下さい。

系統連系順位の下位の方が工事費負担金額が高額となるケースの例



4. 入札対象工事に連系可能量（空容量）がある場合の優先系統連系希望者の連系について

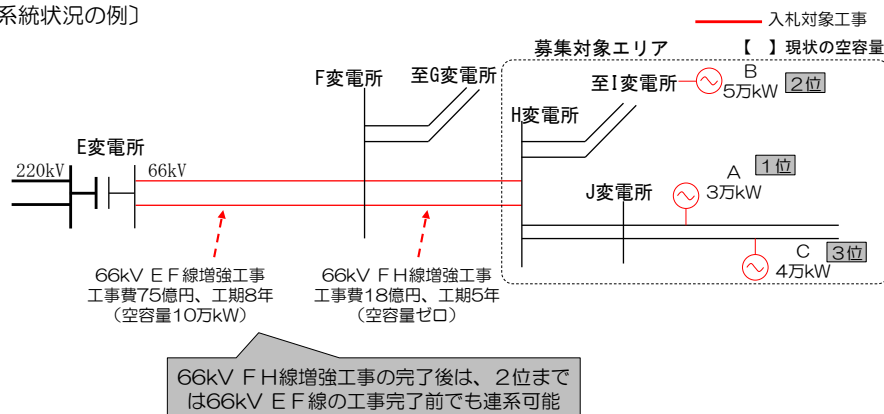
- 入札対象工事について、次に示す事例のように入札対象工事の完了前に連系可能量（空容量）が生じる場合には、当該連系可能量の範囲内の系統連系順位の優先系統連系希望者は、連系可能とします※²※³。
- 上記のように連系可能となる場合、当該優先系統連系希望者には再接続検討の回答においてお知らせします。

※2 優先系統連系希望者が実際に連系するにあたっては、当該優先系統連系希望者の連系に必要な電源線工事やその他供給設備工事等が完了している必要があります。

※3 優先系統連系希望者の最大受電電力が、残容量（「入札対象工事完了前の連系可能量（空容量）」－「上位の優先系統連系希望者の最大受電電力の合計値」）を超過する場合には、原則として、入札対象工事完了前に連系することはできません。

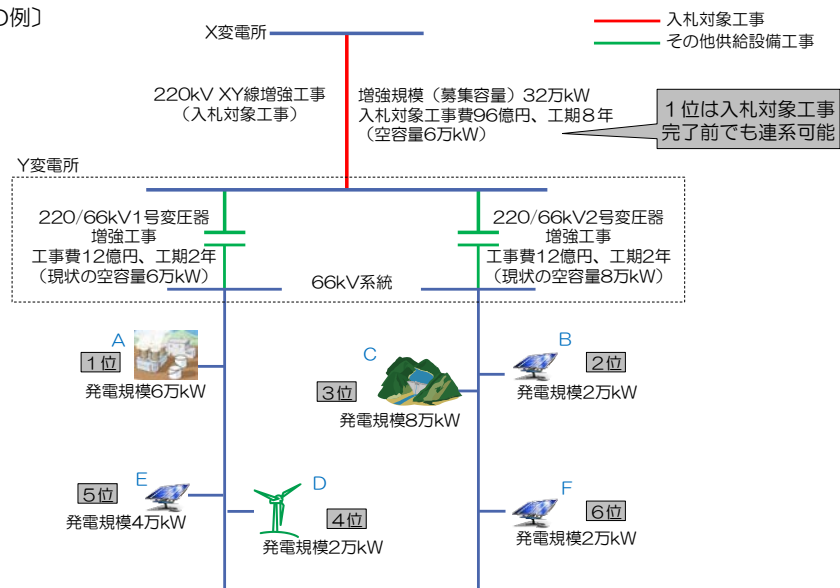
〔事例1〕 入札対象工事が複数の工事で成り立っている場合で、一部の対策工事が完了すると連系可能量（空容量）が一部増加する場合

〔系統状況の例〕



〔事例2〕 電源接続案件募集プロセスの開始以降に既契約申込者が契約申込みを取り下げた等により、連系可能量（空容量）が生じる場合

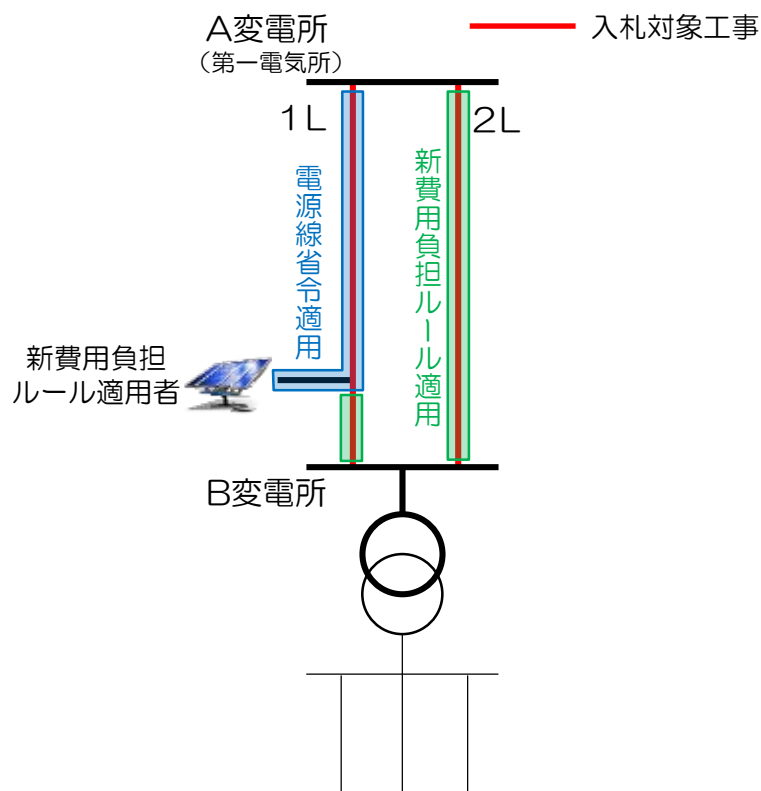
〔系統状況の例〕



5. 新費用負担ルール適用者が入札対象工事の対象設備を電源線として利用する場合の取扱いについて

- 新費用負担ルール適用者が入札対象工事の一部区間を電源線として利用する場合、当該系統連系希望者が新費用負担ルール適用者であっても、当該区間については電源線省令の定義・考え方が適用されます（当該区間以外の区間の工事費については、新費用負担ルールが適用されます。）ので、入札対象工事における当該区間の工事費全額が特定負担となります。そのため、当該系統連系希望者の最低入札負担金単価が、新費用負担ルールにおいて同じ電源種別の電源よりも高くなる場合があります。
- 具体的な最低入札負担金単価については、接続検討の回答にあわせて個別に提示いたします。

[イメージ図]



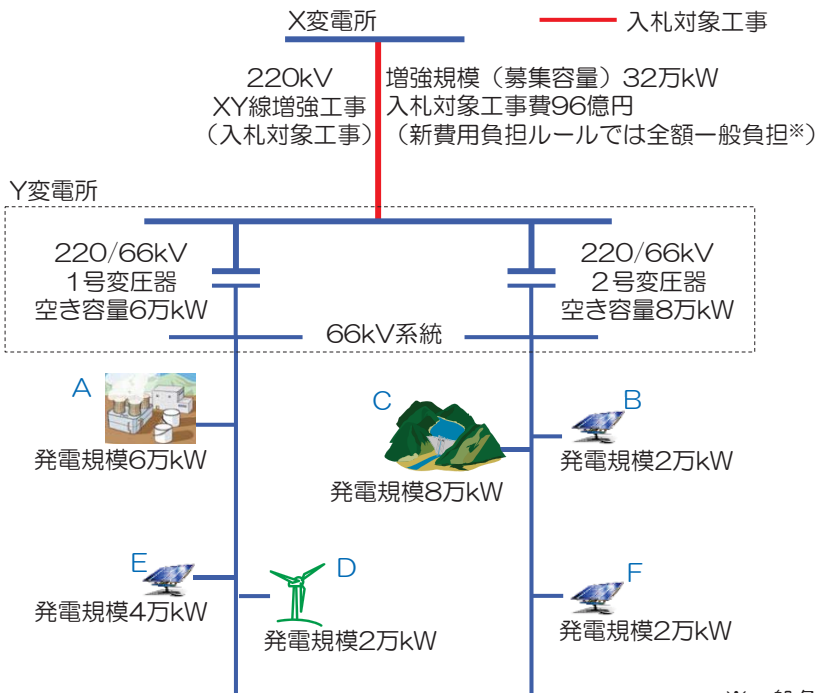
電源接続案件募集プロセスにおける 系統連系順位の決定 及び 工事費負担金算定イメージ (例示)

算定モデル

1

本資料では、工事費負担金の算定例として、次の系統及び入札負担金単価をモデルケースとして、発電事業者Cの工事費負担金（一般負担の上限超過額を含む。）を算定する。

〔系統状況〕



〔入札状況〕

| 発電事業者 | 適用される費用負担ルール | 入札負担金単価 [万円/kW] |
|----------|--------------|-----------------|
| A (地熱) | 新ルール | 2.0 |
| B (太陽光) | 旧ルール | 5.0 |
| C (一般水力) | 新ルール | 1.5 |
| D (陸上風力) | 新ルール | 2.0 |
| E (太陽光) | 新ルール | 1.5 |
| F (太陽光) | 新ルール | 1.5 |

※一般負担の上限を考慮する前の費用算定

- 新費用負担ルール適用者の入札負担金単価を補正のうえ、入札負担金単価が高い順に系統連系順位を決定

新費用負担ルール適用者の工事費負担金単価（補正後）

$$= \text{入札負担金単価} + \text{当該入札者の一般負担単価}^{\ast}$$

※ 当該入札者の一般負担単価 [円/kW]

$$= \text{入札対象工事費のうち新費用負担ルールにおける一般負担額 [円]} \\ \div \text{優先系統連系希望者の最大受電電力の合計 [kW]}$$

ただし、当該入札者の電源種別の一般負担の上限を超える場合は、一般負担の上限額。

(参考) 一般負担の上限額

| 電源種別 | 一般負担の上限額 ^{※1} |
|-------------------------|------------------------|
| バイオマス（専焼） ^{※2} | 4.9 万円/kW |
| 地熱 | 4.7 万円/kW |
| バイオマス（石炭混焼） | 4.1 万円/kW |
| バイオマス（LNG 混焼） | 4.1 万円/kW |
| 原子力 | 4.1 万円/kW |
| 石炭火力 | 4.1 万円/kW |
| LNG 火力 | 4.1 万円/kW |
| 小水力 ^{※3} | 3.6 万円/kW |
| 廃棄物（バイオマス（専焼）を除く） | 3.3 万円/kW |
| 一般水力 ^{※4} | 3.0 万円/kW |
| バイオマス（石油混焼） | 2.3 万円/kW |
| 石油火力 | 2.3 万円/kW |
| 洋上風力 | 2.3 万円/kW |
| 陸上風力 | 2.0 万円/kW |
| 太陽光 | 1.5 万円/kW |

※1：税抜き ※2：バイオマスに該当する廃棄物のみを燃焼するものを含む

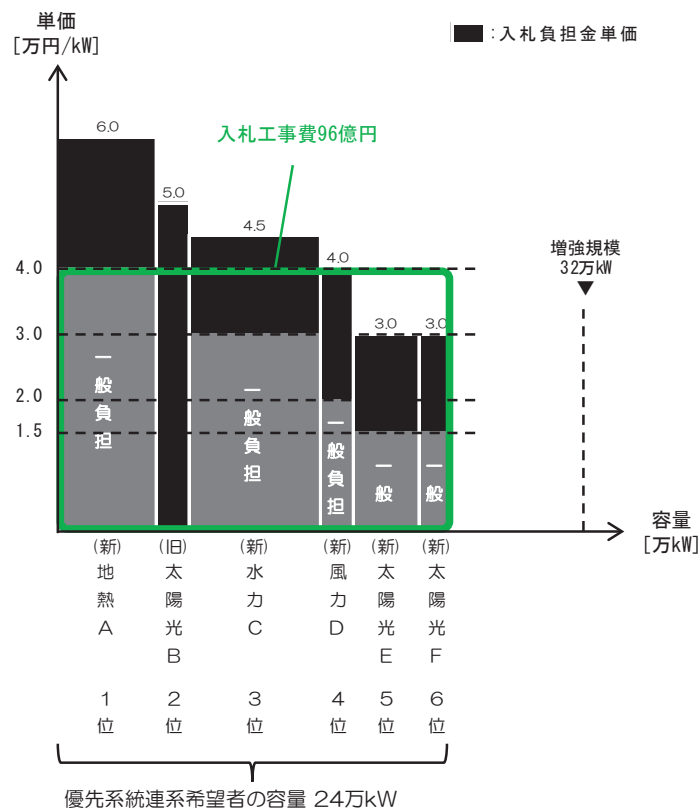
※3：1,000kW以下 ※4：1,000kWを超えるもの

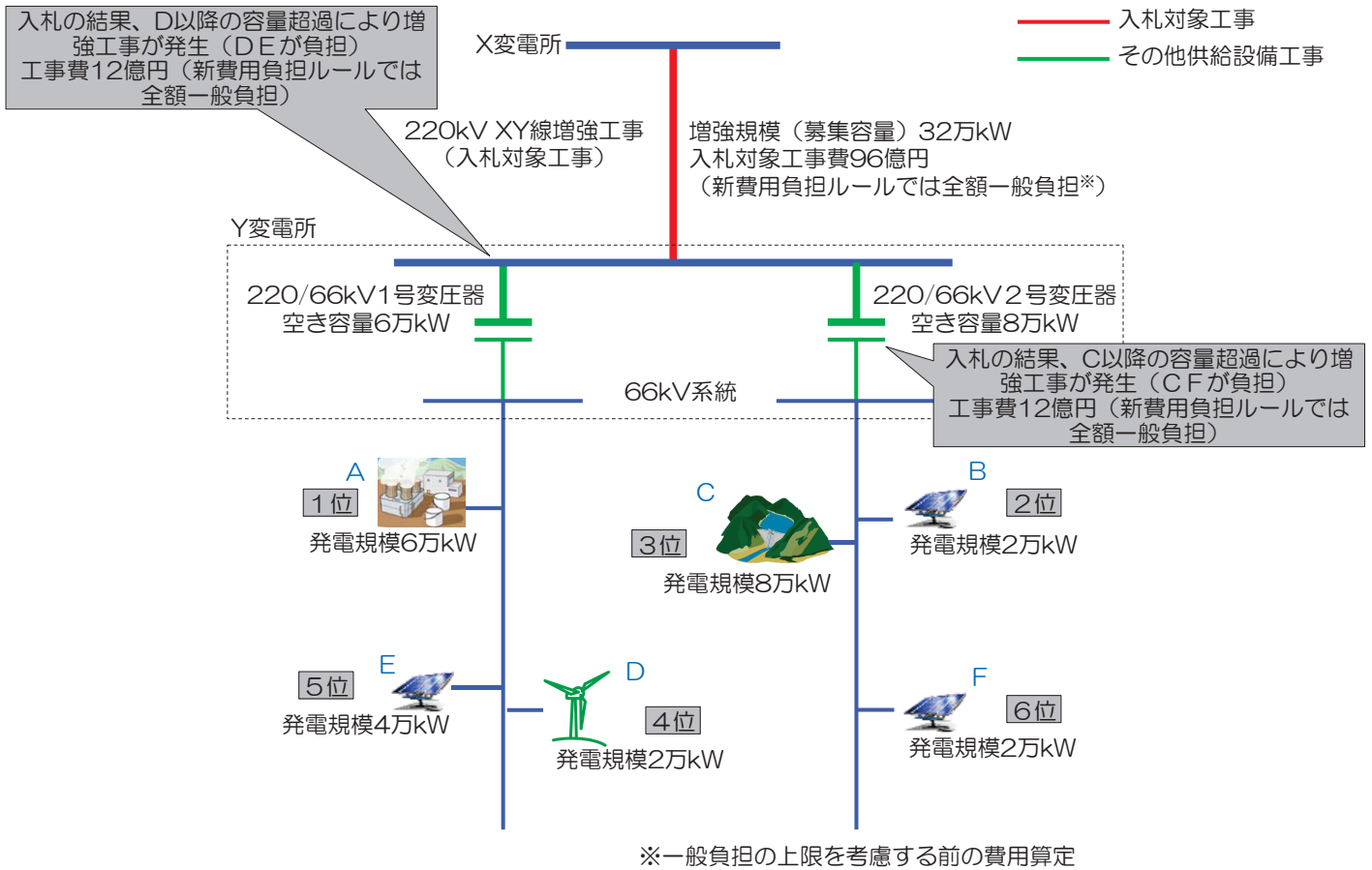
- 新費用負担ルールにおける一般負担単価
 = 入札対象工事費のうち新費用負担ルールにおける一般負担額
 / 優先系統連系希望者の最大受電電力の合計
 = 96億円 / 24万kW = 4.0万円/kW
- 新費用負担ルール適用者について、入札負担金単価に上記によって算出された一般負担単価を発電種別ごとの一般負担の上限額を限度として加算した上で、単価が高い順に系統連系順位を決定

| 発電事業者 | 発電規模 [万kW] | 入札負担金単価 [万円/kW] | 一般負担単価 [万円/kW] | 入札負担金単価 (補正後) [万円/kW] | 系統連系順位 | 優先系統連系希望者 |
|----------|------------|-----------------|----------------|-----------------------|----------------|-----------|
| A (地熱) | 6 | 2.0 | 4.0 | 6.0 | 1 | ○ |
| B (太陽光) | 2 | 5.0 | — (旧ルール) | 5.0 | 2 | ○ |
| C (一般水力) | 8 | 1.5 | 3.0 (上限) | 4.5 | 3 | ○ |
| D (陸上風力) | 2 | 2.0 | 2.0 (上限) | 4.0 | 4 | ○ |
| E (太陽光) | 4 | 1.5 | 1.5 (上限) | 3.0 | 5 [※] | ○ |
| F (太陽光) | 2 | 1.5 | 1.5 (上限) | 3.0 | 6 [※] | ○ |
| 合計 | 24 | — | — | — | — | — |

※ 抽選によりEが5位、Fが6位となったと仮定

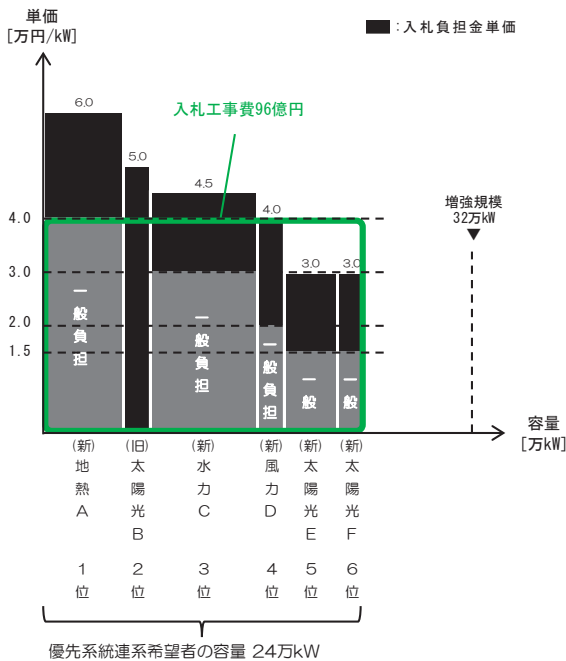
〔①入札対象工事（220kV X Y線増強工事）〕



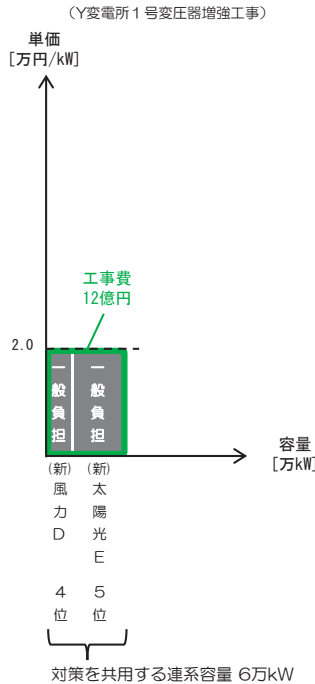


工事費負担金の算定イメージ（再接続検討時）

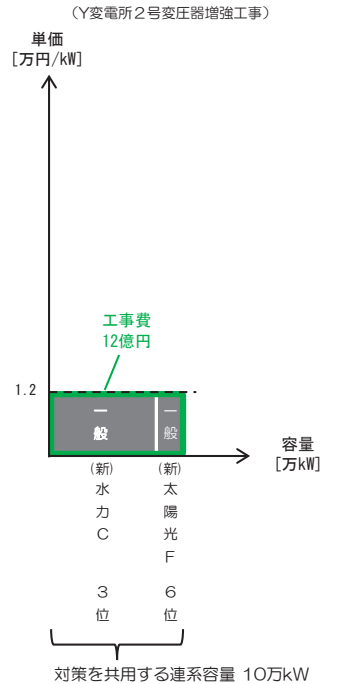
〔①入札対象工事（220kV X Y線増強工事）〕



〔②その他供給設備工事（Y変電所1号変圧器増強工事）〕

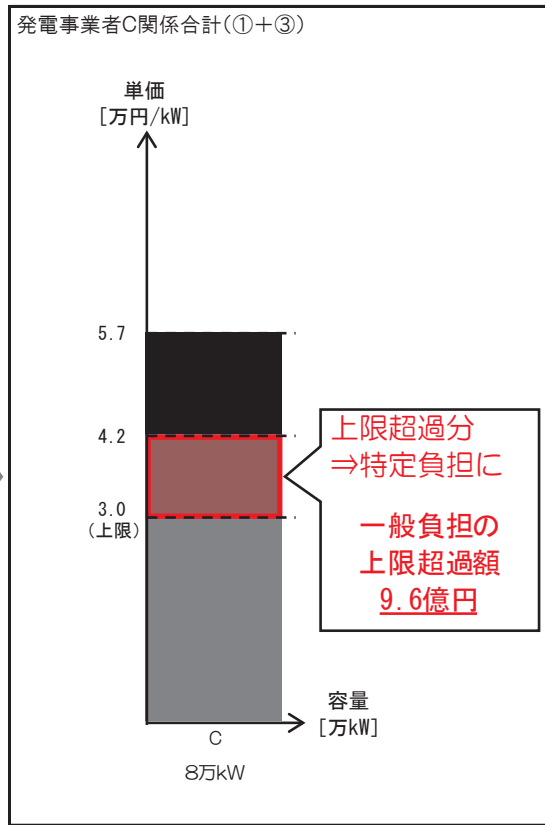
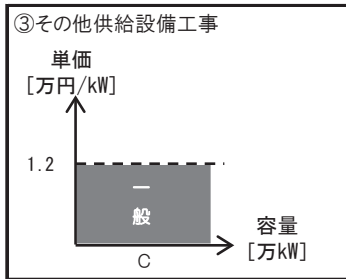
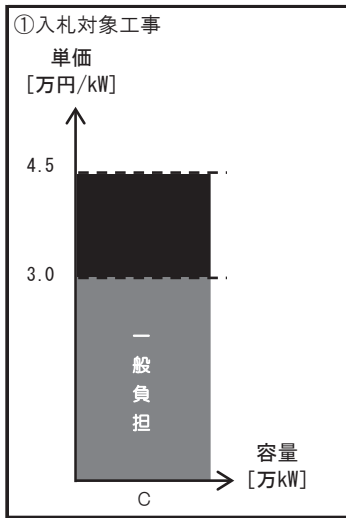


〔③その他供給設備工事（Y変電所2号変圧器増強工事）〕



注) 一般負担の上限超過額算定前

【工事費負担金の算定イメージ（発電事業者Cの場合）】



発電事業者Cの
 工事費負担金
 = 新ルールにおける
 特定負担
 +
 一般負担の
 上限超過額
 = 12億円
 + 9.6億円
 = **21.6億円**

別紙 8 応募容量が募集容量を超過した場合等の入札方法について

○ 応募容量が募集容量を超過している場合等においては、原則として※¹、入札段階において、「募集要綱に記載の増強工事」に加えて「全ての応募者が連系可能な増強工事」等※²の複数の増強工事を入札対象工事として提示します。

○ この場合の入札方法等は次のとおりです。

1. 入札方法

- 入札者は工事費・工期などから上位系統対策として負担可能な額（入札額）にて、受容可能な入札対象工事に入札申込みを行ってください。

〈例〉入札対象工事が2つ（工期：増強工事① < 増強工事②）の場合、入札額を検討の上、申し込む入札対象工事について、次のいずれかを選択

- 増強工事①のみ
- 増強工事① 及び 増強工事②

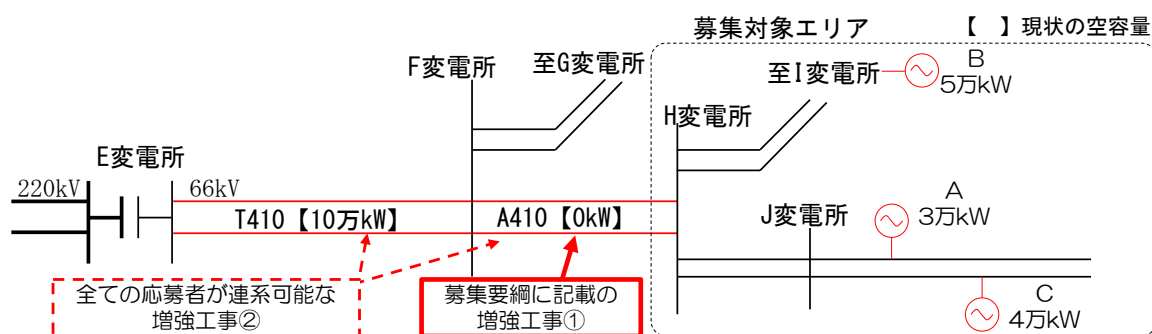
2. 対策工事決定方法

- 入札の成立条件を満足した増強工事のうち、原則として、最も優先系統連系希望者の最大受電電力の合計が大きい増強工事を入札対象工事として選定し、本プロセスを進めます。

※1 超過量が僅少で入札段階では募集容量以下となる蓋然性が高い又は「全ての応募者が連系可能な増強工事」が著しく高額等の事由により「全ての応募者が連系可能な増強工事」を入札対象工事としたとしても入札が成立しない蓋然性が高いと本機関が判断した場合は、「全ての応募者が連系可能な増強工事」を入札対象工事として提示しないことがあります。

※2 「募集要綱に記載の増強工事」及び「全ての応募者が連系可能な増強工事」に加えて、他の増強工事を入札対象工事として提示する場合があります。

[系統状況の例]



[入札状況の例]

| 入札者 | 入札額(単価) | 入札申込み | |
|-----|----------------|-------------------------|--------------------------|
| | | 増強工事① (+9万kW, 18億円, 5年) | 増強工事② (+13万kW, 93億円, 8年) |
| A | 3万kW 8万円/kW | ○ (1位) | ○ |
| B | 5万kW 4万円/kW | ○ (2位) | × |
| C | 4万kW 2万円/kW | ○ (ただし、落選) | × |
| 総額 | — | 当選者ABで4.4億円 (成立) | 24億円 (不成立) |

別紙9 入札の成立条件を満たさない場合における対応について

○優先系統連系希望者の入札負担金が入札の成立条件を満たさない場合、入札の成立に向けて、原則として※1、次の取り組みを行います。

※1 記載の内容以外にも成立に向けた取り組みを行う場合があります。

〔ステップ1〕 系統増強規模の縮小（縮小できる増強工事案がある場合）

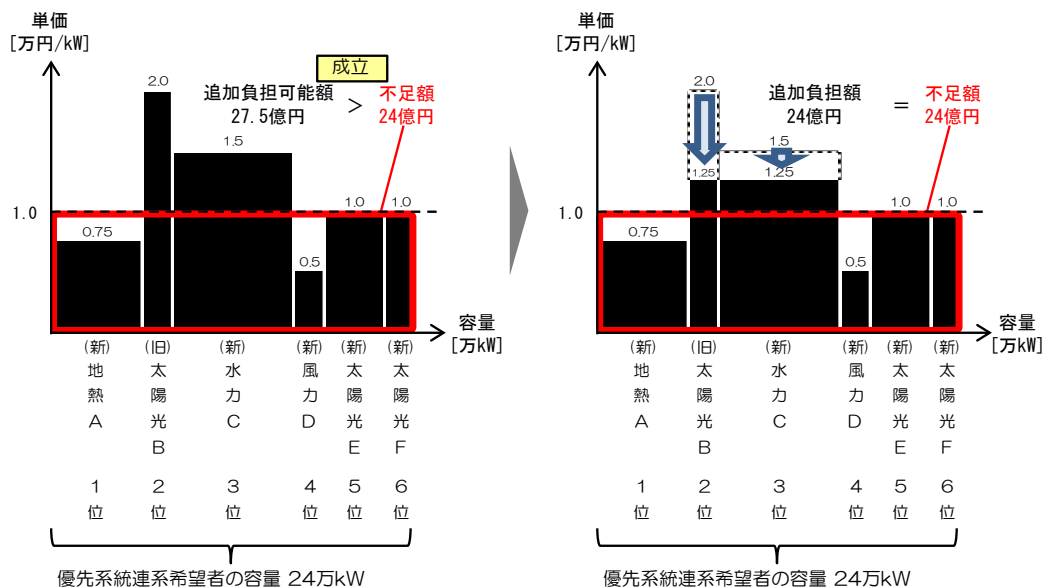
○入札対象工事の規模を縮小することにより、連系可能量が減少するものの、必要工事費を低減することで、一部又は全ての入札者を優先系統連系希望者として入札の成立条件を満たすことを志向します。

〔ステップ2〕 追加負担可能額の確認

○優先系統連系希望者に、入札を成立させるために必要な額（「増強工事費」と「優先系統連系希望者の入札額の合計」の差）を通知の上、入札額に加えて負担可能額（追加負担可能額）を確認し、追加負担可能額の合計が必要額を充足することにより、入札の成立条件を満たすことを志向します（必要額を入札者の最大受電電力で按分した額の負担可否を確認する場合があります）。

- ・追加負担可能額に対しては、追加の第1次保証金（入札保証金）を求めません。
- ・系統連系順位は、追加負担可能額にかかわらず、当初の入札時の入札負担金単価に基づき付与された順位とします（追加負担可能額によって系統連系順位を見直すことはありません）。
- ・追加負担可能額の確認の結果、入札の成立条件を満足した場合、必要額を追加負担可能額の合計が超過した額については、工事費負担金契約における工事費負担金の補正において、多くの追加負担可能額（単価）を申し出た優先系統連系希望者から減額補正を行います。

〈例〉追加負担可能額の減額補正イメージ



〔ステップ3〕再入札（縮小できる増強工事案がある場合）

○ 系統増強規模の縮小（ステップ1）や追加負担可能額の確認（ステップ2）を行ってもなお、入札の成立条件を満たさない場合、当初の入札において入札申込みがなされた容量を考慮の上、入札対象工事の規模を縮小し、全ての応募者を対象に、再度、入札（以下、「再入札」という。）を行い、当初の入札対象工事が長期である等の理由で入札を控えていた応募者が、縮小した増強工事案では短期である等の理由で再入札に入札申込みを行うことにより、入札の成立条件を満たすことを志向します。

- ・ 再入札を行う場合、当初の入札において付与された系統連系順位は無効となり、再入札時の入札負担金単価により改めて付与されます。

そのため、当初の入札では連系可能量の範囲内であるとして優先系統連系希望者であった応募者が、連系可能量の減少や当初の入札時の入札辞退者が入札することにより、非優先系統連系希望者となる場合があります。

- ・ 縮小された増強工事案は、当初の入札対象工事よりも必要工事費は低減するものの、連系可能量も減少するため、最低入札負担金単価が高くなる場合があります。
- ・ 本プロセスにおいて暫定的に確保する送電系統の容量として、縮小した増強工事案の連系可能量を上限に、再入札において入札申込みがなされた容量を確保します。ただし、当初の入札締切以降に本プロセス周辺エリア等の他の系統連系希望者により契約申込みがなされたことによって本プロセスの上位系統の送電系統の容量が確保された場合は、当初の入札により確保されている容量が、再入札における連系可能量となる場合があります。
- ・ 第1次保証金については、当初の入札時より入札負担金単価を増額する場合は差額の第1次保証金を申し受けます。なお、当初の入札時から減額する場合、その差額については、本プロセスの完了後、入札申込書（様式2-2）に記載の口座に返金します^{※2} ^{※3}。
- ・ 再入札でも入札の成立条件を満たさない場合、更なる系統増強規模の縮小（ステップ1）や追加負担可能額の確認（ステップ2）を行うことにより、入札の成立条件を満たすことを志向します。

※2 当該系統連系希望者が優先系統連系希望者として本プロセスが成立した場合は、当該優先系統連系希望者が負担する工事費負担金に充当します。

※3 当初の入札に入札申込みした系統連系希望者が、再入札に入札申込みしない場合も同様です。

〔留意事項〕

- 本資料における対応は、あくまでも入札の成立条件を満たさない場合における予備的な対応としての位置づけです。このため、本資料における対応が必要となった場合に、該当する系統連系希望者に対し、手続等について別途ご案内します。
- 追加負担可能額の確認（ステップ2）や再入札（ステップ3）を考慮して、入札者が事業性等から合理的に許容される入札負担金単価よりも低い単価で様子見する等の入札行動が考えられますが、当初の入札が形骸化して不要に追加負担可能額の確認や再入札を行うことによる電源接続案件募集プロセスの遅延を防止するため、当初の入札（系統連系順位）が尊重される（当初の入札が形骸化しない）ルールとしております。
- 入札者が事業性等から合理的に許容される入札負担金単価よりも低い単価で様子見する等の場合、次のとおり、入札者自身及び電源接続案件募集プロセス全体の不利益が考えられますので、当初の入札時から、事業性等から合理的に許容される入札負担金単価にて入札してください。

①系統連系順位が低く、結果として入札者の工事費負担金が高額となるリスク

- ・系統連系順位は当初の入札における入札負担金単価により付与されます。そのため、入札者が事業性等から合理的に許容される入札負担金単価より低い単価で入札した結果として入札の成立条件を満たさず、追加負担可能額の確認において多額の追加負担を行うことにより入札成立した場合でも、当初から入札者が事業性等から合理的に許容される入札負担金単価で入札した場合の系統連系順位より低い系統連系順位となっており、その結果、その他供給設備工事等の工事費負担金が、当初から入札者が事業性等から合理的に許容される入札負担金単価で入札した場合に比べて高額となる場合があります（別紙6参照）。

②系統連系順位が低く、増強規模縮小にて成立した場合に入札者が連系できなくなるリスク

- ・系統増強規模の縮小（ステップ1）により入札成立する場合、追加負担可能額の確認において多額の追加負担を行おうと考えていても、系統連系順位が低いため、減少した連系可能量の範囲外の系統連系順位の系統連系希望者は、非優先系統連系希望者となるおそれがあります。
- ・なお、募集時点では系統連系希望者の接続系統や系統連系順位等が具体的でないため系統増強規模の縮小案がないと考えられた場合でも、入札後に入札者の接続系統や系統連系順位等に応じて具体的に検討した結果、系統増強規模の縮小が可能となる場合があります。

〈例〉 入札者が事業性等から合理的に許容される入札負担金単価より低い単価で入札したことによる連系可否等

入札者Cが様子見の単価2万円/kWで入札した場合

| 入札者 | 入札額(単価) | 順位 | 入札対象工事 〔送電線全線建替〕 (+9万kW、18億円) | 増強規模縮小 | 縮小後の増強工事 〔送電線一部建替〕 (+4万kW、8億円) |
|-----|---------------|----|-------------------------------------|--------|--------------------------------------|
| A | 1万kW 3万円/kW | 1位 | ○(優先系統連系希望者) | | ○(優先系統連系希望者) |
| B | 2万kW 2.5万円/kW | 2位 | ○(優先系統連系希望者) | | ○(優先系統連系希望者) |
| C | 3万kW 2万円/kW | 3位 | ○(優先系統連系希望者) | | ×(非優先系統連系希望者) |
| 総額 | — | | 14億円(不成立) | | 入札者ABで8億円(成立) |

⇒ 入札者Cは連系できない

入札者Cが単価2.7万円/kWで入札した場合

| 入札者 | 入札額(単価) | 順位 | 入札対象工事 〔送電線全線建替〕 (+9万kW、18億円) | 増強規模縮小 | 縮小後の増強工事 〔送電線一部建替〕 (+4万kW、8億円) |
|-----|---------------|----|-------------------------------------|--------|--------------------------------------|
| A | 1万kW 3万円/kW | 1位 | ○(優先系統連系希望者) | | ○(優先系統連系希望者) |
| B | 2万kW 2.5万円/kW | 3位 | ○(優先系統連系希望者) | | ×(非優先系統連系希望者) |
| C | 3万kW 2.7万円/kW | 2位 | ○(優先系統連系希望者) | | ○(優先系統連系希望者) |
| 総額 | — | | 16億円(不成立) | | 入札者ACで11億円(成立) |

⇒ 入札者Cは連系できるものの、系統連系順位は2位のため、結果としてその他供給設備工事等の工事費負担金が高額となるおそれ。

入札者Cが事業性等から合理的に許容される単価3.5万円/kWで入札した場合

| 入札者 | 入札額(単価) | 順位 | 入札対象工事 〔送電線全線建替〕 (+9万kW、18億円) |
|-----|---------------|----|-------------------------------------|
| A | 1万kW 3万円/kW | 2位 | ○(優先系統連系希望者) |
| B | 2万kW 2.5万円/kW | 3位 | ○(優先系統連系希望者) |
| C | 3万kW 3.5万円/kW | 1位 | ○(優先系統連系希望者) |
| 総額 | — | | 18.5億円(成立) |

⇒ 入札者Cは連系可能。また、系統連系順位は1位。

③電源接続案件募集プロセスが遅延するリスク

- ・ 入札の成立条件を満たさない場合の対応により、当初の入札で成立した場合に比べて時間を要することから、結果としてプロセス完了が遅れ、接続契約締結や系統接続時期まで時間を要することになります。そのため、場合によってはFIT調達価格や調達期間に影響が及ぶおそれがあります。

平成 年 月 日

応募申込書

中部電力株式会社 御中

住 所

会 社 名

代 表 者 氏 名

印

当社は、電力広域的運営推進機関が主宰する「岐阜県北エリアにおける電源接続案件募集プロセス」に関し、平成29年5月10日付募集要綱を承認の上、下記のとおり応募します。

記

| | |
|---|--|
| 1. 発 電 場 所 | |
| 2. 受 電 地 点 | |
| 3. 最大受電電力 | |
| 4. 連絡先 担当者名 郵便番号、住所 電話 FAX E-mail (上記が記載されている名刺の貼付でも可) | |

[契約申込み等を申込み済みの系統連系希望者が契約申込み等の維持を希望する場合]

| | |
|---|--|
| 5. 契約申込み等の維持の希望 (希望される方は□に✓印 を記入してください) | [平成27年11月6日より前に契約申込み等を行っている場合] □ 申込み済みの契約申込み等の維持 及び 旧費用負担ルールの適用を希望※1 ※3 |
| | [平成27年11月6日以後に契約申込み等を行っている場合] □ 申込み済みの契約申込みの維持を希望※2 ※3 |

- ※1 費用負担ガイドライン公表日(平成27年11月6日)より前に契約申込み等をされた応募者の場合、「申込み済みの契約申込み等の維持 及び 旧費用負担ルールの適用を希望」を選択することで、契約申込み等を維持することを可能とします。なお、その場合は旧費用負担ルールが適用されます。
- ※2 費用負担ガイドライン公表日(平成27年11月6日)以後に契約申込みをされた応募者の場合、「申込み済みの契約申込みの維持を希望」を選択することで、契約申込みを維持することが可能です。なお、その場合は新費用負担ルールが適用されます。
- ※3 契約申込み等を申込み済みの系統連系希望者が、「5. 契約申込み等の維持の希望」において選択がない場合は、申込み済みの契約申込み等は取り下げたものとみなし、新費用負担ルールが適用されます。

申込み済みの契約申込み等に関する留意事項(募集要綱より一部抜粋)

6. 2 契約申込中の系統連系希望者の応募について
- ・今回の募集に際しては、契約申込み等を申込み済みの系統連系希望者が電源接続案件募集プロセスに応募した場合であっても、契約申込み等を維持することは可能です。ただし、本プロセスが不成立となった場合及び本プロセスが成立した場合において優先系統連系希望者とならなかったとき(辞退したときを含む。)には、契約申込み等は無効となります。
 - ・契約申込中の系統連系希望者が本プロセスに応募した場合、応募が確定する応募締切時点で、契約申込み※4¹の受付時点において暫定的に確保した送電系統の容量(接続枠)※4²を開放します※4³。
- ※4¹ 同時申込みの場合は、意思表示書の提出を指します。
 ※4² 契約申込みの受付時点で確保した、送電系統における熱容量面等の容量を指します。
 ※4³ 開放した送電系統の容量(接続枠)は、いかなる事情(本プロセスが不成立となった場合や優先系統連系希望者とならなかった場合を含む。)があつたとしても、応募者に戻ることはありません。

<申込み窓口 記入欄>

| | | |
|------|-----|--|
| 受付番号 | 受領日 | |
|------|-----|--|

平成 年 月 日

入 札 書

中部電力株式会社 御中

住 所
 会 社 名
 代 表 者 氏 名 印

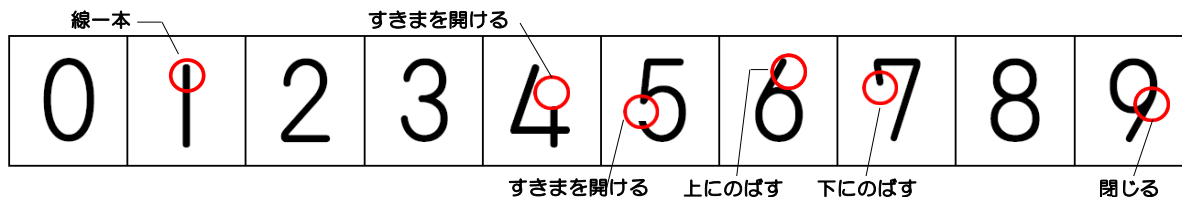
当社は、電力広域的運営推進機関が主宰する「岐阜県北エリアにおける電源接続案件募集プロセス」に関し、平成29年5月10日付募集要綱を承認のうえ、下記のとおり入札します。

記

| | |
|---|---|
| 1. 応募申込時の受付番号 | |
| 2. 入札負担金単価* | 円/kW (税抜) [最低入札負担金単価以上の単価で入札してください] |
| 3. 第1次保証金額* (入札保証金額) | 円 (税込) [次の①または②のいずれか高い方 ① 入札負担金単価 [円/kW] (税抜) × 最大受電電力 [kW] × 5% + 税 ② 20万円 + 税] |
| 4. 連絡先 担当者名 郵便番号、住所 電話 FAX E-mail | |

※ 入札負担金単価が最低入札負担金単価を下回る場合、及び振込期限までに第1次保証金の振込みがない場合、又は、不足している場合は、原則として、入札が無効となりますので、ご注意ください。

注) 手書き時の算用(アラビア)数字の書き方



平成 年 月 日

入札申込書

中部電力株式会社 御中

住 所

会 社 名

代 表 者 氏 名

印

当社は、電力広域的運営推進機関が主宰する「岐阜県北エリアにおける電源接続案件募集プロセス」に関し、平成29年5月10日付募集要綱を承認のうえ、同封する入札書のとおり入札を申し込みます。

記

| | |
|---|-------------|
| 1. 応募申込時の受付番号 | |
| 2. 入札負担金単価 | 同封「入札書」のとおり |
| 3. 第1次保証金額 (入札保証金額) | 同封「入札書」のとおり |
| 4. 保証金返還時の口座 | |
| 銀行名 | |
| 支店名 | |
| 預金科目 | 普通 ・ 当座 |
| 口座番号 | |
| (フリガナ) 口座名義人の氏名 | |
| 5. 連絡先 担当者名 郵便番号、住所 電話 FAX E-mail | |

平成 年 月 日

共同負担意思確認書

(共同負担の意思がある場合)

中部電力株式会社 御中

住 所
会 社 名
代 表 者 氏 名 印

当社は、電力広域的運営推進機関が主宰する「岐阜県北エリアにおける電源接続案件募集プロセス」に関し、平成●年●月●日付再接続検討の回答書の内容を承認するとともに、次に申告する負担可能上限額（入札額を除く。以下同じ。）を上限とする工事費負担金（入札額を除く。以下同じ。）を負担の上、連系等を行う意思があることを表明いたします*¹。

なお、当社は、他の優先系統連系希望者の辞退に基づく再接続検討の結果の工事費負担金が申告した負担可能上限額を上回る場合に辞退扱いとなること並びに辞退扱いとなる場合に電源接続案件募集プロセスにおいて当社が行った全ての行為（接続検討申込み、契約申込み等、応募、入札等）が無効となること及び当社が支払った第1次保証金が没収されることに異議を述べません（ただし、募集要綱に記載の返金規定に該当する場合は、この限りではありません）。

記

| | |
|---|------------------------------|
| 1. 応募申込時の受付番号 | |
| 2. 負担可能上限額（税抜）* ² （入札額を除く） | 円 （税抜） |
| 3. 第2次保証金額（税込）* ¹ （共同負担意思保証金） | 円 （税抜） （第1次保証金（入札保証金）と同額） |
| 4. 連絡先 担当者名 郵便番号、住所 電話 FAX E-mail | |

*¹ 振込期限までに第2次保証金の振込みがない場合、又は、不足している場合は、原則として、共同負担意思の表明が無効となりますので、ご注意ください。

*² 本書による負担可能上限額の申告以降、原則として、申告額の変更は認められませんので、過少に申告して辞退として取り扱われることのないよう、事業性等から合理的に許容される最大限の額にて申告ください。

平成 年 月 日

共同負担意思確認書

(共同負担の意思がない場合)

中部電力株式会社 御中

住 所
会 社 名
代 表 者 氏 名

印

当社は、電力広域的運営推進機関が主宰する「岐阜県北エリアにおける電源接続案件募集プロセス」に関し、以下の理由により、平成●年●月●日付再接続検討の回答書記載の工事費負担金を負担の上、連系等を行うことを希望いたしません。

なお、当社は、電源接続案件募集プロセスにおいて当社が行った全ての行為（接続検討申込み、契約申込み等、応募、入札等）が無効となることを承認し、当社が支払った第1次保証金が没収されることに異議を述べません（ただし、募集要綱に記載の返金規定に該当する場合は、この限りではありません）。

記

| | |
|---|--|
| 1. 応募申込時の受付番号 | |
| 2. 連絡先 担当者名 郵便番号、住所 電話 FAX E-mail | |

【連系等を行うことを希望しない理由】 最も該当する番号に1つだけ○を付けて下さい。

- 1-1 工事費負担金（入札額を除く）が、接続検討回答時よりも高額で、負担可能な金額より高額
- 1-2 工事費負担金（入札額を除く）が、接続検討回答の範囲内ではあるものの、負担可能な金額より高額
- 2-1 所要工期が、接続検討回答時に示された工期よりも長く、事業として当該時期まで待てない
- 2-2 所要工期が、接続検討回答時に示された工期と同等又は早期ではあるものの、事業として当該時期まで待てない
- 3 応募以降の事業環境の変化
- 4 その他

平成 年 月 日

辞 退 書

中部電力株式会社 御中

住 所

会 社 名

代 表 者 氏 名

印

当社は、都合により、電力広域的運営推進機関が主宰する「岐阜県北エリアにおける電源接続案件募集プロセス」を辞退いたします。

なお、当社は、上記電源接続案件募集プロセスに関する全ての行為（接続検討申込み、契約申込み等、応募、入札等）が無効となることを承認し、当社が支払った保証金を没収されることに異議を述べません（ただし、募集要綱に記載の返金規定に該当する場合は、この限りではありません）。

記

| | |
|---|--|
| 1. 応募申込時の受付番号 | |
| 2. 連絡先 担当者名 郵便番号、住所 電話 FAX E-mail | |

【辞退の理由】最も該当する番号に1つだけ○を付けて下さい。

- 1-1 工事費負担金（入札額を除く）が、接続検討回答時よりも高額で、負担可能な金額より高額
- 1-2 工事費負担金（入札額を除く）が、接続検討回答の範囲内ではあるものの、負担可能な金額より高額
- 2-1 所要工期が、接続検討回答時に示された工期よりも遅く、事業として当該時期まで待てない
- 2-2 所要工期が、接続検討回答時に示された工期と同等又は早期ではあるものの、事業として当該時期まで待てない
- 2-3 所要工期が、共同負担意思の表明の前提とした工期を超過しており、事業として当該時期まで待てない
- 3 応募以降の事業環境の変化
- 4 その他

{